

## 県有未利用地（農業用ため池）を活用した県内需要地への太陽光発電電力供給事業 企画提案に関する質問への回答

※質問数が多いので、類似質問を分野別に整理しています（資料名称や質問順ではありません）。

※回答公表にあたり、「資料名称等」の欄は、名称を統一しています（資料種類は質問者記載のまま）。また、質問の補足コメントや質問時の添付資料を指す文言は削除等しています。

※各回答の（記載箇所：○○）については、回答と合わせてご参照いただくと参考になると思われる箇所を幅広く記載しているものですので、合わせてご確認願います。

※公平性の観点から、回答に対する再度の問い合わせは対応いたしかねます。予めご了承ください。

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
1	需要家確度	企画提案募集要領	提案時点において想定する需要家との契約状況について、どの程度の確度・具体性（例：基本合意、意向表明、仮契約等）が求められるのでしょうか。	提案時点で想定する需要家との契約状況について、特定の確度・契約段階を必須とするものではありませんが、需要家については審査基準において評価項目としており、提案に当たっては、審査に必要な具体性や実現性が確認できるよう記載してください。 （記載箇所：企画提案募集要領 7(4)ア・8(3)／様式第5号 2)
2	需要家確度	企画提案募集要領	様式第3号～7号（企画提案書等）に一部記載ございますが、事業計画書提出時まで求められる需要家想定確度の有無。	企画提案募集に関するご質問であることを踏まえ、提案時における需要家の記載についてお答えします。（※「事業計画書」は仕様書 2（4）に記載のとおり、企画提案により選定された事業者が県と協定を締結した後、提出する書類） 提案時点で想定する需要家との契約状況について、特定の確度・契約段階を必須とするものではありませんが、需要家については審査基準において評価項目としており、提案に当たっては、審査に必要な具体性や実現性が確認できるよう記載してください。 （記載箇所：企画提案募集要領 7(4)ア・8(3)／仕様書 2(4)／様式第5号 2)
3	需要家確度	仕様書	事業計画書提出時に求められる「需要家と合意したことが分かる書類」とは、具体的にどのような要件があるのか。	企画提案募集に関するご質問であることを踏まえ、提案時における需要家の記載（様式第5号 事業実施計画）についてお答えします。需要家については、審査基準における評価項目の一つとしているため、提案に当たっては、審査に必要な具体性や実現性が確認できるよう記載してください。 なお、仕様書2(4)の「需要家と合意したことが分かる書類」については、企画提案により選定された事業者が県と協定を締結した後、事業計画書の提出時に電力供給契約に係る契約書案等、電力供給について需要家と合意したことが分かる書類を添付いただくこととしています。 （記載箇所：企画提案募集要領 8(3)／様式第5号 2／仕様書 2(4)）
4	電力供給条件	企画提案募集要領	本事業における電力供給先（需要家）について、複数拠点または複数企業への分散供給とすることは可能でしょうか。	本事業においては、企画提案募集要領及び仕様書に定めるとおり、供給先を「県内に所在する製造業の施設」とし、長期にわたり安定的かつ十分な電力需要が見込まれること及び再エネ電力活用による企業競争力強化が期待できることを要件としています。これらの要件を満たす場合において、需要家の拠点数又は企業数について特段の制限は設けていません。 （記載箇所：企画提案募集要領 2(5)／様式第5号 2／仕様書 1(5)ウ）
5	電力供給条件	企画提案募集要領	県内需要地への電力供給に関し、需要家を複数設定することの可否。また、可能な場合の要件。	本事業においては、企画提案募集要領及び仕様書に定めるとおり、供給先を「県内に所在する製造業の施設」とし、長期にわたり安定的かつ十分な電力需要が見込まれること及び再エネ電力活用による企業競争力強化が期待できることを要件としています。これらの要件を満たす場合において、需要家の拠点数又は企業数について特段の制限は設けていません。 （記載箇所：企画提案募集要領 2(5)／様式第5号 2／仕様書 1(5)ウ）
6	電力供給条件	補助金交付要綱	交付要綱別紙1、1.対象事業の要件(3)「本補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給した電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。」の記載により、バーチャルPPAも対象事業に含まれると理解致しましたが、齟齬ないでしょうか。	本事業では、企画提案募集要領及び仕様書に定めるとおり、県内に所在する製造業の施設に対して、当該発電設備で発電した電力を供給することを要件としています。また、補助金交付要綱では、需要家に供給した電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることを要件としています。補助金交付要綱別紙1(3)の規定は、需要家に供給した電力量に紐づく環境価値の帰属について定めたものであり、本事業の対象となる事業方式を定めるものではありません。 （記載箇所：企画提案募集要領 2(5)／仕様書 1(2)ウ・1(5)ウ／補助金交付要綱 別紙 1_1(3)）
7	電力供給条件	企画提案募集要領	当初想定していた需要家の規模縮小、撤退又は倒産等により、電力供給先の見直しが必要となった場合の取扱い。具体的には、代替需要家を確保するまでの期間における要件充足の判断、補助金返還の要否、市場売電への一時的な切替えの可否、ならびに新たな需要家との契約期間を踏まえた土地賃貸借期間の見直し協議の可否等。	本事業では、企画提案募集要領及び仕様書に定めるとおり、県内に所在する製造業の施設へ電力を供給するものです。需要家の選定や施設規模については、事業期間を通じて安定した事業実施が可能となるよう十分に計画の上、提案してください。 なお、供給先の見直しが必要となる場合は、本事業の要件を踏まえた対応（代替需要家の確保等）が必要となります。御質問の個別の取扱いについて、一律にお示しするものではありません。 （記載箇所：企画提案募集要領 2(5)・7(1)ウ／仕様書 1(5)ウ／協定書（案）第10条／補助金交付要綱 第6条(8)）
8	電力供給条件	企画提案募集要領	本事業において、提案時点で想定する需要家と、実際の運転開始時点または運転開始後の需要家に変更となることは認められるでしょうか。提案時点から運転開始までに一定の期間が空くために、提案時点で需要家を完全固定できる、少なくとも法的拘束力あるオフテイク契約を締結することは通常困難なため、変更余地の有無を確認したい趣旨です。	ご質問の個別の取扱いについて、一律にお示しするものではありませんが、原則として、提案内容を前提としており、変更は想定していません。供給先を含む事業実施体制等の変更が必要となる場合は、協定書に基づき県との協議によります。 なお、供給先の見直しが必要となる場合は、本事業の要件を踏まえた対応（代替需要家の確保等）が必要となります。 （記載箇所：企画提案募集要領 2(5)／協定書（案）第10条）
9	電力供給条件	企画提案募集要領	最優秀提案者となり協議を開始した後に、需要家の撤退などの理由により需要家を変更することは可能でしょうか。	ご質問の個別の取扱いについて、一律にお示しするものではありませんが、原則として、提案内容を前提としており、変更は想定していません。供給先を含む事業実施体制等の変更が必要となる場合は、県との協議によります。 なお、供給先の見直しが必要となる場合は、本事業の要件を踏まえた対応（代替需要家の確保等）が必要となります。 （記載箇所：企画提案募集要領 2(5)／協定書（案）第10条）
10	電力供給条件	仕様書	20年間の事業期間中、需要家起因の事由（需要家の廃業、移転、電力需要の著しい減少等）により、全量を対象の需要家に供給できなくなった場合、開発・建設に費やした資金を回収できない恐れが生じます。その場合、余剰になった電力は電力卸売市場に供給することや別の需要家に供給することは可能でしょうか。	本事業では、企画提案募集要領及び仕様書に定めるとおり、県内に所在する製造業の施設へ電力を供給することとしています。需要家の選定や施設規模については、事業期間を通じて安定した事業実施が可能となるよう十分に計画の上、提案してください。また、供給先の見直しが必要となる場合は、本事業の要件を踏まえた対応（代替需要家の確保等）することとなります。ご質問の個別の取扱いについて、一律にお示しするものではありません。 なお、事業実施体制等の変更が必要となる場合は、協定書に基づき県との協議によります。 （記載箇所：企画提案募集要領 2(5)・7(1)ウ／仕様書 1(5)ウ／協定書(案)第10条）

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
11	電力供給条件	仕様書	「県内需要地へ全量供給」との要件について、発電量と需要量の時間的不一致により余剰電力又は不足電力が生じる場合の取扱い。具体的には、余剰時の市場売電等の可否、不足時の補填方法に関する制約、ならびに複数需要家への分散供給スキームの可否。	本事業では、企画提案募集要領及び仕様書に定めるとおり、当該地で発電した電力を県内需要地へ供給することとしています。ご質問の個別の取扱い及び要件充足の判定方法について、一律にお示しするものではありませんが、企画提案募集要領及び仕様書に基づき、事業期間を通じて安定した事業実施が可能となるよう、事業計画を十分に検討の上、提案してください。 なお、需要家については、本事業の要件を満たす場合において、需要家の拠点数又は企業数について特段の制限は設けていません。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(5)/仕様書 1(2)ウ・1(5)ウ/様式第5号 2)
12	電力供給条件	仕様書	「当該地で発電した電力の全量を県内需要地へ供給」の要件について、要件充足の判定単位（例えば30分同時同量単位での一致必要か、環境価値の帰属・移転も判定対象か等）	ご質問の個別の取扱い及び要件充足の判定方法について、一律にお示しするものではありませんが、本事業では、企画提案募集要領及び仕様書に定めるとおり、当該地で発電した電力を県内需要地へ供給することとしています。企画提案募集要領及び仕様書に基づき、事業期間を通じて安定した事業実施が可能となるよう、事業計画を十分に検討の上、提案してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(5)/仕様書 1(2)ウ・1(5)ウ/補助金交付要綱 別紙 1_1(3))
13	応募資格	企画提案募集要領	宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格名簿の登録がない場合、企画提案書の提出期限までに登録が必要でしょうか。また、企画提案書の提出期限までに資格審査の申請を行うことで登録を得る見込みの者として企画提案は可能でしょうか。	宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格名簿への登録は、本公募の応募条件として求めておりません。 (記載箇所：企画提案募集要領 3(1)～(12))
14	事業実施主体	企画提案募集要領 /仕様書	提案時に想定した発電事業者・電力小売事業者・SPC構成について、協定締結後又は事業開始後に変更することは可能か。	原則として、提案内容を前提としており、変更は想定していません。協定締結後に変更が必要となる場合は、協定書に基づき県との協議によります。 なお、提案時点で将来的な事業実施体制の変更を予定している場合は、その理由、事業実施体制及び責任関係を企画提案書において明示してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)ウ/様式第5号/協定書（案）第10条)
15	事業実施主体	企画提案募集要領	新設法人（特別目的会社（SPC））を事業主体とすることは可能でしょうか。太陽光事業はSPCを設立して、開発・事業運営することが非常に多いためです。その場合の実績評価は親会社のもので適用してもらえるでしょうか。	本事業では、企画提案募集要領3に定める応募条件を満たす事業者が応募可能です。このため、実績等の応募条件を満たさない新設法人等での応募は想定していません。 なお、採択後の事業実施主体として新設法人等を予定する場合は、あらかじめその旨を含め、理由、事業実施体制及び責任関係を企画提案書において明示してください。選定後の取扱いについては、提案内容を踏まえ、協定書に基づき県との協議によります。 (記載箇所：企画提案募集要領 3/様式第5号/協定書（案）第10条)
16	事業実施主体	企画提案募集要領	事業主体を事業会社の子会社とする場合、協定締結後または運用開始後、特定の事情（グループ再編や資産最適化など）にて、県の承諾を得たうえで出資持分を第三者に譲渡することは認められるでしょうか。	本事業は提案内容を前提とするものであり、変更は想定していません。協定締結後に変更が必要となる場合は、協定書に基づき県との協議によります。第三者への持分譲渡の可否について、一律にお示しするものではありません。 なお、提案時点で将来的な事業実施体制の変更を予定している場合は、その理由、事業実施体制及び責任関係を企画提案書において明示してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)ウ・様式第5号/協定書（案）第10条)
17	事業実施主体	補助金交付要綱	複数の会社で構成する会社（例えば、合同会社）を新たに設立して応募することが許されるでしょうか。	本事業では、企画提案募集要領3に定める応募条件を満たす事業者が応募可能です。このため、実績等の応募条件を満たさない新設法人等での応募は想定していません。 なお、採択後の事業実施主体として合同会社等を予定する場合は、あらかじめその旨を含め、理由、事業実施体制及び責任関係を企画提案書において明示してください。選定後の取扱いについては、提案内容を踏まえ、協定書に基づき県との協議によります。 (記載箇所：企画提案募集要領 3/様式第5号/協定書（案）第10条)
18	事業実施主体	補助金交付要綱	上記の会社の法人設立登記の時期は、公募採択いただいた後、事業実施するまでの間で設立すること良いでしょうか。	選定後の取扱いについては、提案内容を踏まえ、協定書に基づき県との協議によります。 (記載箇所：協定書（案）第10条)
19	事業実施主体	企画提案募集要領	複数の法人によって構成された共同事業者での応募は可能でしょうか。その場合、共同事業者の要件があればご教示ください(例えば、共同事業者間でSPCを組成する場合、SPCへの出資の必要性の有無や共同事業者に含めるべき業務など)。	本事業では、企画提案募集要領3に定める応募条件を満たす事業者が応募可能です。 なお、採択後にSPCの設立を予定している場合は、あらかじめその旨を含め、理由、事業実施体制及び責任関係を企画提案書において明示してください。選定後の取扱いについては、提案内容を踏まえ、協定書に基づき県との協議によります。 (記載箇所：企画提案募集要領 3・7(1)ウ/様式第5号)
20	事業実施主体	企画提案募集要領	SPCでの応募が可能な場合、企画提案時には共同事業者間でコンソーシアム契約を締結した状態で提案し、採択後にSPCを設立することは可能でしょうか。	本事業では、企画提案募集要領3に定める応募条件を満たす事業者が応募可能です。 なお、採択後にSPCの設立を予定している場合は、あらかじめその旨を含め、理由、事業実施体制及び責任関係を企画提案書において明示してください。選定後の取扱いについては、提案内容を踏まえ、協定書に基づき県との協議によります。 (記載箇所：企画提案募集要領 3・7(1)ウ/様式第5号/協定書（案）第10条)
21	リスク・不確実性への対応	企画提案募集要領	最優秀企画提案者に選ばれた後、事業性の確保が困難等の理由から事業実施を辞退した場合、ペナルティはあるのでしょうか。	最優秀企画提案者に選定された後の事業実施辞退等の取扱いについては、企画提案募集要領、協定書及び契約書等に記載のとおりです。個別の事案における取扱いについては、企画提案募集要領や仕様書等の関係資料に基づき判断します。 なお、提案に当たっては、本事業の趣旨を踏まえ、事業実現可能な実施計画を十分に検討の上、提案してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 冒頭/協定書（案）第11条)
22	リスク・不確実性への対応	仕様書	事業計画書で定めた期間までにオフサイトP P Aが開始できない場合、ペナルティはあるのでしょうか。	事業計画書で定めた期間までにオフサイトP P Aが開始できない場合の取扱いについては、企画提案募集要領や仕様書等の関係資料に基づき判断します。 (記載箇所：仕様書 2(4)・7(10))

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
23	リスク・不確実性への対応	企画提案募集要領	最優秀企画提案者に選ばれた後、事業性の確保が困難等の理由から貸付額（土地賃借料）の減額が必要となった場合、協議の余地はあるのでしょうか。もしくは辞退と見なされるのでしょうか。	本事業の実施に当たっては、協定書（案）に記載のとおり、企画提案書の記載内容を遵守することを想定しています。個別の事案における協議の可否及び判断については、一律にお示しするものではありませんが、協定書（案）第10条及び第11条に基づき取り扱います。 なお、県と事業者との協議の結果、土地賃貸借契約の締結に至らなかった場合には、協定を解除することとしております。 （記載箇所：企画提案募集要領 冒頭／協定書（案）第10条・第11条）
24	リスク・不確実性への対応	企画提案募集要領／仕様書	評価項目「提案ため池数」について、3か所提案後に、接続検討の結果、系統工事費または工期が事業採算性に重大な影響を及ぼす場合、送配電会社都合により指定期限内の連系・運転開始が困難となる場合、その他事業者の都合によらない事情により一のため池の開発・建設が困難となる場合には、選定後協議により、事業対象ため池数の減少、事業計画見直しまたは協定内容調整等を行う余地はあるのでしょうか。	本事業の実施に当たっては、協定書（案）に記載のとおり、企画提案書の記載内容を遵守することを想定しています。個別の事案における協議の可否及び判断については、一律にお示しするものではありませんが、協定書（案）第10条及び第11条に基づき取り扱います。 なお、県と事業者との協議の結果、土地賃貸借契約の締結に至らなかった場合には、協定を解除することとしております。 （記載箇所：協定書（案）第10条・第11条）
25	リスク・不確実性への対応	企画提案募集要領	系統連系協議の結果、接続不可又は大規模な増強工事が必要となり、事業実施が困難となった場合の取扱い。また、その場合の事業中止、補助金、ペナルティ等の扱い。	ご質問の個別の取扱いについては、一律にお示しするものではありませんが、協定書（案）第11条に記載のとおり、県と事業者との協議の結果、土地賃貸借契約の締結に至らなかった場合には、協定を解除することとしております。また、それまでに要した費用は、それぞれの負担とし、相互に請求しないこととしています。 （記載箇所：協定書（案）第11条）
26	リスク・不確実性への対応	企画提案募集要領	「事業者から事業実施辞退の申出があった場合、次点企画提案者と…」とありますが、辞退の際に宮城県が事業者に対して責任を求めることはございますか。	最優秀企画提案者に選定された後の事業実施辞退等の取扱いについては、企画提案募集要領、協定書（案）等に記載のとおりです。個別の事案における取扱いについては、企画提案募集要領や仕様書等の関係資料に基づき判断します。 なお、提案に当たっては、本事業の趣旨を踏まえ、事業実現可能な実施計画を十分に検討の上、提案してください。 （記載箇所：企画提案募集要領 冒頭／協定書（案）第11条）
27	リスク・不確実性への対応	企画提案募集要領	採択後、資材や人件費の高騰等により事業の採算が見込めなくなった場合や、社会情勢などを起因して資材や協力会社の確保ができなくなった場合等、事業者が事業化を断念することになった際、宮城県が事業者に対して責任を求めることはございますか。	ご質問の個別の取扱いについては、一律にお示しするものではありませんが、協定書（案）第11条に記載のとおり、県と事業者との協議の結果、土地賃貸借契約の締結に至らなかった場合には、協定を解除することとしております。また、それまでに要した費用は、それぞれの負担とし、相互に請求しないこととしています。 （記載箇所：協定書（案）第11条）
28	リスク・不確実性への対応	仕様書	住民説明での反対により事業者が事業化を断念することになった際、宮城県が事業者に対して責任を求めることはございますか。	ご質問の個別の取扱いについては、一律にお示しするものではありませんが、協定書（案）第11条に記載のとおり、県と事業者との協議の結果、土地賃貸借契約の締結に至らなかった場合には、協定を解除することとしております。また、それまでに要した費用は、それぞれの負担とし、相互に請求しないこととしています。 （記載箇所：協定書（案）第11条）
29	リスク・不確実性への対応	補助金交付要綱	補助事業期間は令和9年度末とされています。系統工事期間が未定のため、事業期間内に事業が完了するかは不確定です。補助金を受領する公募提案をしていたのち、系統工事その他の理由で補助事業期間内に事業が完了しないことが明らかとなった場合は、公募提案を取り下げることは可能でしょうか。	本事業の実施に当たっては、協定書（案）に記載のとおり、企画提案書の記載内容を遵守することを前提としています。ご質問の個別の取扱いについては、一律にお示しするものではありませんが、補助事業期間内の完了が困難となる場合は、補助金交付要綱に基づき、必要な手続を行っていただくこととなります。また、協定書（案）第11条に記載のとおり、県と事業者との協議の結果、土地賃貸借契約の締結に至らなかった場合には、協定を解除することとしております。 （記載箇所：補助金交付要綱 第6条(5)・(6)／協定書（案）第10条・第11条）
30	リスク・不確実性への対応	仕様書	東北電力ネットワークとの系統連系に関し、応募時点では“関係者間で事業採算性の確保ができた場合に履行”といった前提での応募可否。	応募時点においては、提案者において系統連系に係る見通しや事業採算性等を想定した上で、実現可能性のある事業計画を検討の上、提案してください。 なお、協定書（案）第11条に記載のとおり、県と事業者との協議の結果、土地賃貸借契約の締結に至らなかった場合には、協定を解除することとしております。 （記載箇所：仕様書 2(3)ア・ウ／協定書（案）第11条）
31	リスク・不確実性への対応	企画提案募集要領	完工遅延リスクとして、完工時期・商業運転開始時期の指定はあるのか。許認可、地域対応、系統設備に関する工事、需要家の供給希望タイミングなど、事業者の責に帰さない場合が考えられる。この場合、当事者間で誠実協議のうえ解決を図るとの理解でよいか。	本事業における完工時期及び商業運転開始時期について、個別の日程を指定するものではありません。 なお、県補助金を活用する場合は、補助金交付要綱に基づき補助事業期間内に事業を完了する必要があります。補助事業期間内の完了が困難となる場合は、補助金交付要綱に基づき、必要な手続を行っていただくこととなります。ご質問の個別の取扱いについては、一律にお示しするものではありませんが、協定書（案）第10条及び第11条に基づき対応することとなります。 （記載箇所：補助金交付要綱 第6条(5)・(6)／協定書（案）第10条・第11条）
32	合意状況	その他	過去の住民説明における主な懸念事項や反対事例の傾向、並びに現時点における地元関係者との合意形成の状況。	御質問の事例や傾向について、県として把握しているものではありません。本事業の実施に関しては、関係する色麻町及び大衡村並びに各池の施設管理者に事業概要を説明し、内容について御理解をいただいています。 なお、住民説明等を含む地元調整及び関係機関との協議は、企画提案により選定された事業者が、県と協定を締結した後に実施することを想定しています。 （記載箇所：企画提案募集要領 2(2)／仕様書 2(3)エ・2(5)・7(7)）
33	合意状況	その他	太陽光設置にあたって、フロート周辺への藻の繁茂や、汚泥処理に影響が出るが、これらについては既に地域の営農者から合意は取得済みか。	本事業では、ため池の構造や水利用、県及び施設管理者が行う保守点検並びに設備の維持管理に支障が生じないよう、提案者において適切に計画の上、提案していただくこととしています。 なお、住民説明等を含む地元調整及び関係機関との協議については、企画提案により選定された事業者が、県と協定を締結した後に実施することを想定しています。 （記載箇所：企画提案募集要領 2(2)／仕様書 4(3)・4(7)・5(5)・7(7)）
34	合意状況	該当なし	水利権者、近隣の自治体、農業従事者や住民の合意は取得済みでしょうか？	本事業実施に関しては、関係する色麻町及び大衡村、各池の施設管理者に事業概要を説明し、内容について御理解をいただいています。 なお、住民説明等を含む地元調整及び関係機関との協議は、企画提案により選定された事業者が、県と協定を締結した後に実施することを想定しています。 （記載箇所：企画提案募集要領 2(2)／仕様書 2(3)エ・2(5)・7(7)）

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
35	合意状況	仕様書	ため池管理者に事前に事業実施に関して了解は得ているとのことですが、管理者および住民説明会を行う上で、管理者の紹介を県から行ってもらう認識でよろしいでしょうか？また、県からの事業実施の説明はどの辺りまでされており、管理者全員から了承を取れている認識でよろしいでしょうか？	住民説明等を含む地元調整及び関係機関との協議は、企画提案により選定された事業者が、県と協定を締結した後に実施することを想定しており、県から関係自治体や施設管理者等を情報提供する予定としています。 また、本事業実施に関しては、関係する色麻町及び大衡村、各池の施設管理者に事業概要を説明し、内容について御理解をいただいています。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(2)／仕様書 2(3)工・2(5)・7(7))
36	地元調整	仕様書	関係機関との協議について、協議内容やスケジュールについて想定されているものがありましたらご教示ください(企画提案書の提出前後どちらか、住民説明会の実施の必須有無等)。	住民説明等を含む地元調整及び関係機関との協議は、企画提案により選定された事業者が、県と協定を締結した後に実施いただくこととしています。協議内容やスケジュールについては、県と協議の上、決定することとなります。 なお、各種協議や住民説明等については、仕様書に記載のとおり、事業者において適切に実施してください。 (記載箇所：仕様書 2(3)工・2(5)・7(7))
37	地元調整	仕様書	水利組合、土地改良区、市町村など、ため池に関係するその他の関係機関はどこでしょうか。また、それぞれの役割をご教示ください。ため池設備を管理している主体はどこでしょうか。ため池の水管理を行っている主体はどこでしょうか。各関係機関の窓口担当者については、宮城県よりご紹介いただけるのでしょうか。	関係機関との協議については、事業者選定後、事業者において実施していただくこととなります。 なお、協議に当たり必要となる関係機関については、必要に応じて県から情報提供します。 (記載箇所：仕様書 2(5))
38	地元調整	仕様書	ため池ごとに県から施設管理者に維持管理を委託しているとのことだが、当該委託先との協議を実施したい場合の各問合せ先を提供希望。	関係機関との協議については、企画提案により選定された事業者が、県と協定を締結した後に実施いただくこととしています。 なお、協議に当たり必要となる関係機関については、必要に応じて県から情報提供します。 (記載箇所：仕様書 2(5))
39	地元調整	仕様書	県、施設管理者（市町村等）、土地改良区等の関係機関との役割分担及び責任範囲について、現時点で想定されている整理。	ため池は県が所有しており、施設管理については町村等に委託しています。また、農業用水の水管理や日常的な管理については土地改良区等が関与している場合があります。役割分担及び責任範囲について、現時点で一律にお示しするものではありません。 関係機関との協議については、事業者選定後、事業者において実施していただくこととなります。 なお、具体的な関係機関や役割、窓口については、必要に応じて県から情報提供します。 (記載箇所：仕様書 2(5))
40	地元調整	仕様書	ため池に関連する土地改良区や水利組合、地権者との協議において、県はどの程度関与していただけますでしょうか。（窓口の紹介や話を回してもらい、協議への同席など）	関係機関との協議は、企画提案により選定された事業者が、県と協定を締結した後に実施することを想定しています。協議に当たっては、県から関係自治体や施設管理者等を情報提供する予定としています。具体的な進め方については県と協議の上、対応することとなります。 (記載箇所：仕様書 2(5))
41	地元調整	企画提案募集要領	独自提案するにあたり、事前にため池管理者や関連自治体へのニーズヒアリング等実施してもよろしいでしょうか。	提案者間の公平性を確保するため、提案時におけるため池管理者や関係自治体への個別のニーズヒアリング、協議又は調整はご遠慮願います。 地元調整及び関係機関との協議は、企画提案により選定された事業者が、県と協定を締結した後に実施することを想定しています。 (記載箇所：仕様書 2(5))
42	地元調整	仕様書	計画段階からの住民説明は、事業者決定以降の説明会実施という認識でよろしいでしょうか。	住民説明等を含む地元調整及び関係機関との協議は、企画提案により選定された事業者が、県と協定を締結した後に実施することを想定しています。 (記載箇所：仕様書 2(3)工・2(5)・7(7))
43	地元ニーズ・地域貢献	仕様書	現時点で近隣の住民様・農家様から、本事業に関してご要望事項はあらわれるでしょうか。	御質問の内容について、現時点で県として把握しているものではありませんが、関係自治体のニーズとしては、企画提案書の様式に例示している内容のとおりです。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)オ・8(3)／様式第7号)
44	地元ニーズ・地域貢献	企画提案募集要領	評価項目「独自提案」について、地域共生の効果を高める取組の具体例として、県が想定するものがあればご教示ください。	県で把握している関係自治体のニーズとしては、企画提案書の様式に例示している内容のとおりです。このほか、県として追加で具体にお示しするものではありません。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)オ・8(3)／様式第7号)
45	地元ニーズ・地域貢献	仕様書	施設管理者、土地改良区、水利組合その他関係者から、本事業実施に関して既に示されている要望、懸念事項または配慮事項があればご教示ください。	県で把握している要望、懸念事項又は配慮事項としては、企画提案書の様式に例示している内容のとおりです。その他、現時点で具体にお示しできる事項はありません。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)工・オ／様式第6号・様式第7号)
46	地元ニーズ・地域貢献	該当なし	大衡村様、色麻町様から期待度（支援策など）を表明されていらっしゃるなら、どのようなものかお聞かせください。	県で把握している関係自治体のニーズとしては、企画提案書の様式に例示している内容のとおりです。その他、現時点で具体にお示しできる事項はありません。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)オ／様式第7号)
47	地元ニーズ・地域貢献	該当なし	自然共生（保護）の観点で、水上太陽光発電事業に期待することはございますか？	自然共生又は自然保護の観点で、県として追加で具体にお示しするものではありませんが、ため池の水面を活用することで、森林開発等を伴わずに再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、ため池機能や周辺環境との調和を図りながら、地域と共生する再エネ導入のモデルとなることを期待しています。 (記載箇所：事業概要資料)
48	地元ニーズ・地域貢献	仕様書	【令和8年4月版】みやぎの農業用ため池データベースを拝見し、除溜池の管理者は組合であると認識しております。本事業を実施するにあたって、貴県への賃料とは別に、除溜池の管理者やその他地元の土地改良区・水利組合などへの協力金または地域貢献費用の拠出は必要でしょうか。拠出が必要な場合、当該費用を事業計画に織り込む必要があるため、ご質問させていただくものです。	本事業の条件として、県への土地賃借料とは別に、ため池の管理者や土地改良区・水利組合等への協力金又は地域貢献費用の負担を求めるものではありません。 なお、地域共生の効果を高める取組として、事業者が独自に提案することを妨げるものではありません。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)オ／仕様書 1(5)／様式第7号)

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
49	地元ニーズ・地域貢献	該当なし	3つの農業用ため池の水が供給されているエリア面積、もしくは何枚分の田畑に行き渡っているのでしょうか？	参考情報として、ため池の水が供給されているエリア面積（かんがい面積）は、除溜池が約540ha※、焼切溜池が約160ha、柏木溜池が約150haです。 ※溜池以外の用水源も含む
50	地元ニーズ・地域貢献	該当なし	3つの農業用ため池の水で、どのような作物が栽培されていますか？稲作以外の作物はありますか？	全ての栽培されている作物を把握しているものではありませんが、参考情報として、把握している範囲で、水稲、大豆等が栽培されています。
51	需要家要件・定義	企画提案募集要領	需要家について、対象は製造業に限定される想定でしょうか。限定される場合、その背景や意図についてもご教示いただけますと幸いです。	本事業は再エネ電力活用による県内企業の競争力強化等を目的としているため、供給先は「県内に所在する製造業の施設」としています。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(5)/補助金交付要綱 別紙1_1(1)/事業概要資料)
52	需要家要件・定義	企画提案募集要領	需要家を製造業に限定している背景および、県内製造業以外（例：データセンターや商業施設等）への供給を含む柔軟な運用の可否。また、可能な場合の要件。	本事業は再エネ電力活用による県内企業の競争力強化等を目的としているため、供給先は「県内に所在する製造業の施設」としています。 なお、データセンターや商業施設等への供給は想定しておりません。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(5)/補助金交付要綱 別紙1_1(1)/事業概要資料)
53	需要家要件・定義	企画提案募集要領	需要家が「県内に所在する製造業の施設」であることの判定について、法人単位・事業所単位のいずれで判断されるか。	供給先は「県内に所在する製造業の施設」としています。また、本事業における製造業の定義については、企画提案募集要領2(5)に記載のとおりです。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(5)/補助金交付要綱 別紙1_1(1))
54	需要家要件・定義	仕様書	需要家の「県内需要地」の定義について、「県内に所在する製造業の施設」であれば本社が県外であっても対象となるのでしょうか。	供給先は「県内に所在する製造業の施設」としています。本社の所在地については要件としておりません。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(5)/補助金交付要綱 別紙1_1(1))
55	需要家要件・定義	企画提案募集要領	「県内に所在する製造業」とありますが、本社登記に限定することが無いかお尋ねします。	供給先は「県内に所在する製造業の施設」としています。本社の所在地については要件としておりません。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(5)/補助金交付要綱 別紙1_1(1))
56	需要家要件・定義	企画提案募集要領	電気の供給先は、県内に所在する製造業の施設とし、かつ、次のア及びイを満たすものとする。製造業の施設に限るということでしょうか？製造業以外が含まれると、除外になりますでしょうか？そして、製造業の施設に限定であれば、その理由をご開示いただけますでしょうか？	本事業は再エネ電力活用による県内企業の競争力強化等を目的としているため、供給先は「県内に所在する製造業の施設」としています。 なお、本事業において製造業以外の施設への供給は想定しておりません。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(5)/補助金交付要綱 別紙1_1(1)/事業概要資料)
57	需要家要件・定義	事業概要資料	需要家について、「県内企業の競争力強化」とありますが、競争力強化の具体的事例を示してください。	県内企業の競争力強化については、事業概要資料に例示しているとおり、再エネ電力の活用による脱炭素対応、電力価格の長期安定化、製品・サービスの付加価値向上等を想定しています。また、審査基準において「再エネ電力ニーズ」を評価項目としているため、様式第5号「2 需要家」の注記も参照の上、再エネ電力による企業競争力強化が期待されるかどうか、具体的に記載してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(5)・8(3)/様式第5号 2/事業概要資料)
58	需要家要件・定義	企画提案募集要領	「富県宮城の推進に資する需要家」と記載がありますが、推進に資する製造業の定義をご教授ください。	供給先は「県内に所在する製造業の施設」とし、長期にわたり安定的かつ十分な電力需要が見込まれること、再エネ電力活用による企業競争力強化が期待できることを要件としています。 なお、審査基準において「富県宮城の推進に資する需要家が具体的に想定されているか」を評価することとしています。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(5)・8(3)/様式第5号 2/事業概要資料)
59	需要家契約条件等	企画提案募集要領	需要家への電力供給契約について、20年間の長期PPA契約が必須条件となるのか、または柔軟な期間設定(例えば複数の短期契約を組み合わせる等)についても認められるのでしょうか。	需要家との電力供給契約の期間について、年数等の条件は設けておりません。 なお、本事業では、需要家について、長期にわたり安定的かつ十分な電力需要が見込まれることを要件としています。契約期間、契約形態その他の契約条件については、本事業の要件を満たす範囲で、提案者において検討の上、提案してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(5)/仕様書 1(5)ウ)
60	需要家契約条件等	仕様書	需要家との電力供給契約について、想定される最低契約期間、契約形態（固定価格、指数連動等）に関する要件又は推奨条件。	需要家との電力供給契約について、最低契約期間、契約形態又は価格設定に関する要件若しくは推奨条件は設けておりません。 なお、本事業では、需要家について、長期にわたり安定的かつ十分な電力需要が見込まれることを要件としています。契約期間、契約形態その他の契約条件については、本事業の要件を満たす範囲で、提案者において検討の上、提案してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(5)/仕様書 1(5)ウ)
61	需要家契約条件等	仕様書	提案書提出時に売電期間20年以上の提案は可能でしょうか。	売電期間を20年以上とする提案を妨げるものではありません。ただし、発電事業の実施に係る土地賃貸借契約の期間は原則20年間としており、事業者選定後に実施する協議により20年間を超える契約期間とする場合もあります。提案に当たっては、希望する期間を明示し、その期間での事業実施の実現可能性が分かるよう企画提案書に記載してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(4)/仕様書 1(4))
62	需要家契約条件等	その他	県として、需要家候補となる県内事業者とのマッチング支援や紹介等の支援策を想定されている場合は、その内容。	本事業では、提案者において需要家を含めた事業計画を提案いただくこととしており、県として需要家候補となる県内事業者とのマッチング支援や個別紹介等は予定しておりません。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)ウ・7(4)ア)
63	審査・評価	企画提案募集要領	建設業者は宮城県内事業者とする事が推奨されておりますが、発電事業者から直接かつ全ての工事発注では無く、電気工事などの一部工事に限定した建設業務を、下請建設業者として、間接的に発注する形でも問題ないでしょうか。例：発電事業者と元請工事会社（県外）で工事請負契約を締結、元請工事会社と宮城県内事業者で下請の工事請負契約を締結水上太陽光発電所の設置ノウハウを有する企業は日本国内でも限られていることから、ノウハウを有する企業を元請としつつ、宮城県内事業者を下請として起用する事で、設備のクオリティ確保と地域貢献の双方が期待できると思いました次第です。	県内事業者の参画形態について、元請又は下請等の別を応募条件として定めるものではありません。提案に当たっては、県内事業者の参画を評価の視点としていることから、参画する県内事業者の役割や業務内容が分かるよう、企画提案書に具体的に記載してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)ウ・8(3)/様式第5号)

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
64	審査・評価	企画提案募集要領 (様式第4号)	企画提案書における「水上太陽光発電について、提案者が有する企画力・技術力」とは、具体的にどのような内容の記載を想定されていますでしょうか。当該項目は事業実績（導入実績等）とはどのように評価観点が異なるのか、ご教示ください。	様式第4号の「水上太陽光発電について提案者が有する企画力、技術力」については、本事業における発電計画、施設計画、施工計画等を企画・立案する能力及びそれらを実現するために提案者が有する技術的知見、実施体制、ノウハウ等を記載することを想定しています。 なお、提案内容の評価については、企画提案募集要領、仕様書及び審査基準に基づき行うものであり、個別の評価について事前にお示しするものではありません。 (記載箇所：様式第4号/企画提案募集要領 3(10)・8(3)/仕様書 1(2)・2(1))
65	審査・評価	企画提案募集要領	評価項目「発電事業者」のうち、水上太陽光発電の実績について、共同事業者、EPC、O&M事業者等の実績を含めて評価対象となるかご教示ください。	水上太陽光発電の実績について、共同事業者、EPC事業者、O&M事業者等の実績は、提案者自身の実績として取り扱うものではありませんが、提案された事業実施体制における役割分担、技術力、維持管理体制等を確認するため、各事業者の役割や実績等が分かるよう、企画提案書に具体的に記載してください。 なお、提案内容の評価については、企画提案募集要領、仕様書及び審査基準に基づき行うものであり、個別の評価について事前にお示しするものではありません。 (記載箇所：企画提案募集要領 8(3)/様式第4号・様式第5号)
66	審査・評価	企画提案募集要領 (様式第4号)	発電事業者と連携する小売電気事業者の実績を記載しても問題ないでしょうか。	応募条件については、企画提案募集要領に定めるとおり、提案者自身が満たす必要があります。発電事業者と連携する小売電気事業者の実績をもって、提案者の応募条件を満たすものとして取り扱うことはできませんので留意願います。 連携する小売電気事業者の実績については、提案者自身の実績として取り扱うものではありませんが、小売電気事業者の実績であることを明示のうえ記載することは可能です。 (記載箇所：企画提案募集要領 3/様式第4号・様式第5号)
67	審査・評価	企画提案募集要領 (様式第4号)	企画提案書における提案者の概要「4.水上太陽光発電について提案者が有する企画力、技術力」については、今般の提案において起用予定の工事会社の企画力・技術力も合わせて記載する事は可能でしょうか。特に技術力については工事会社側が有しているケースが多い為、ご質問です。	起用予定の工事会社が有する内容を記載することは可能ですが、その場合は、提案者自身が有する内容と混同しないよう、どの事業者が有する内容かを明示のうえ、記載してください。また、当該工事会社の本事業における役割や業務内容については、事業実施体制として様式第5号に記載してください。 (記載箇所：様式第4号・様式第5号)
68	審査・評価	事業概要資料	ため池管理者に対して、「管理補助金を支給する（R9年度以降の補助金）」の記載がありますが、当該事業で宮城県が得る「貸付料」から管理者へ間接支給するということですか。この時、どの程度の割合で支給するかご教示ください。	ため池管理者に対する管理費補助については、貸付料を活用し、予算の範囲内で補助することを想定しています。
69	審査・評価	仕様書	本公募において、JC-STAR制度の(セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度)に基づく認定機器の使用は条件となりますでしょうか。条件とならない場合、JC-STAR認定機器を使用した際に、評価基準における加点要素となることはございますか。	JC-STAR制度に基づく認定機器の使用については、本公募の条件として定めていません。当該認定機器の使用を提案する場合は、提案内容として企画提案書に記載してください。評価については、企画提案募集要領に定める評価基準に基づき、提案内容を総合的に判断します。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)・8(3))
70	審査・評価	企画提案募集要領 (様式第4号)	3池を活用する本公募において、記載する水上太陽光の事業実績は1件のみでしょうか。1つの事業(同一公募)の中で複数のため池を活用し複数の発電所を設立した場合、発電所名称の欄には複数の発電所名を記載しても問題ないでしょうか。(例えば、3池を活用し2つの発電所を建設した場合等)	水上太陽光発電の事業実績について、記載件数を1件に限定するものではありません。1つの事業において複数のため池を活用し、複数の発電所を設置した実績がある場合は、発電所名称、設置場所、ため池数、発電所数、発電規模等、実績の内容が分かるように記載してください。 なお、必要に応じて様式の欄を追加して記載いただいて差し支えありません。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)イ/様式第4号)
71	補助金	補助金交付要綱	PCSの価格には一般的に約5年のメーカー保証が付与されており、こちらは設備代金と一体ですので、補助対象経費に含まれるものと理解しております。他方で、メーカー延長保証を追加で付与する場合、それは補助対象経費に含まれるでしょうか。	本補助事業の趣旨及び補助対象経費については、補助金交付要綱をご確認ください。個別の費目の該当性については、当該費用の性質や内容等を踏まえ、補助金交付要綱に基づき判断することとなります。 (記載箇所：補助金交付要綱 別紙1_2)
72	補助金	補助金交付要綱	調査、設計、施工に関する費用は、ほぼ補助対象となると認識していますが、補助対象とならない経費があれば、具体的にご教示ください。	本補助事業の趣旨及び補助対象経費については、補助金交付要綱をご確認ください。個別の費目の該当性については、当該費用の性質や内容等を踏まえ、補助金交付要綱に基づき判断することとなります。 (記載箇所：補助金交付要綱 別紙1_2(2))
73	補助金	企画提案募集要領 /仕様書	系統連系に関する回答内容によっては、東北電力側の連系工事期間が大きく変動する可能性があります。仮に連系工事の完了時期が2028年3月の補助金期限を超える場合、連系工事に関する補助金期限をそれに応じて延長することは可能でしょうか。	県補助金を活用する場合は、補助金交付要綱に基づき、補助事業期間内に事業を完了する必要があります。個別の事情については、現時点で回答できるものではありません。なお、補助事業期間内の完了が困難となる場合は、補助金交付要綱に基づき、必要な手続を行っていただくこととなります。 (記載箇所：補助金交付要綱 第6条(5)・(6)/別紙1_4)
74	補助金	企画提案募集要領	「上限額：820,000千円」は、発電所の建設総事業を示す額か、補助金額の総額（補助対象事業費の50%）のどちらですか。	「上限額：820,000千円」は、補助金額の上限額を示すものです。発電所の建設総事業費を示すものではありません。 (記載箇所：補助金交付要綱 別紙1_3)
75	補助金	企画提案募集要領	何らかの理由（技術的に等）により、2箇所又は1箇所を対象として提案した場合、補助金上限額は3箇所提案時の上限額8.2億円から減額されますでしょうか。減額される場合は、どのような考え方や計算方法で減額されるのかご教示ください。	県補助金の上限額等については、企画提案募集要領及び補助金交付要綱に記載のとおりです。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(6)/補助金交付要綱 別紙1_3)
76	補助金	補助金交付要綱	3か所一括（除溜池、焼切溜池、柏木溜池）で公募提案を行った場合において、3か所のうち一部のため池について期限内の運転開始が困難となり、結果として期限内に運転開始できるため池が一部に限られる場合、補助金の扱いはどのようになりますでしょうか。全体として交付対象外となるのか、期限内に運転開始した一部のため池分については交付対象となるのか、またはその他の扱いとなるのかをご教示ください。	補助金の交付条件、事業完了の時期、交付決定の取消し及び返還等については、補助金交付要綱に基づき判断します。個別の事案又は仮定の条件に基づく取扱いについて、事前にお示しするものではありません。 なお、補助事業期間内の完了が困難となる場合は、補助金交付要綱に基づき、必要な手続を行っていただくこととなります。 (記載箇所：補助金交付要綱 第6条(5)・(6)・(8)/別紙1_4)

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
77	補助金	補助金交付要綱	上記に関連して、期限内に運転開始できるかについては、例えば送配電事業者による連系補強工事が間に合わない場合など、事業者側の努力だけではできない不可抗力的な要素もございます。その場合でも補助金の交付は減額または失効になりますでしょうか？	補助金の交付条件、事業完了の時期、交付決定の取消し及び返還等については、補助金交付要綱に基づき判断します。個別の事案又は仮定の条件に基づく取扱いについては、事前にお示しするものではありません。 なお、補助事業期間内の完了が困難となる場合は、補助金交付要綱に基づき、必要な手続を行っていただくこととなります。 (記載箇所：補助金交付要綱 第6条(4)～(6)・(8)／別紙1_4)
78	補助金	補助金交付要綱	事業期間は、令和9年度末までに運転開始とのことですが、間に合わない場合は、期間の延長措置の対策は検討可能でしょうか？	補助金の交付条件、事業完了の時期等については、補助金交付要綱に基づき判断します。個別の事案又は仮定の条件に基づく取扱いについては、事前にお示しするものではありません。 なお、補助事業期間内の完了が困難となる場合は、補助金交付要綱に基づき、必要な手続を行っていただくこととなります。 事業実施に当たっては、各ため池の系統連系や資材調達等を踏まえ、補助事業期間内に完了できるよう検討の上、提案してください。 (記載箇所：補助金交付要綱 第6条(5)・(6)／別紙1_4)
79	補助金	補助金交付要綱	運転開始後の報告義務はありますでしょうか。報告の必要がある場合は、報告項目をご教示いただけますでしょうか。	運転開始後の報告については、補助金交付要綱第6条第7号に記載のとおり、補助事業者は、各年度の温室効果ガス削減量その他知事が必要と認める項目について効果測定を行い、翌年度4月末までに年間実績報告書を提出する必要があります。報告項目等の詳細は補助金交付要綱をご確認願います。 (記載箇所：補助金交付要綱 第6条(7))
80	補助金	補助金交付要綱	太陽光発電所の運転開始後に、太陽光事業は円滑に継続されている一方で、需要家の怠慢により需要家の温室効果ガス削減量が減少(＝排出量が増加)した場合、交付要綱第6条(8)オの「正当な理由なく、補助申請における事業効果を著しく達成できないとき。」に該当し、補助金返還となるでしょうか。	補助金の取扱いについては、補助金交付要綱に基づき判断します。現段階において、個別の事案又は仮定の条件に基づく取扱いを事前にお示しするものではありません。 なお、事業効果の実績については、補助金交付要綱に定める年間実績報告書により報告いただくこととなりますのでご確認ください。 (記載箇所：補助金交付要綱 第6条(7)・(8))
81	系統連系	仕様書	電力系統の協議状況をご教示ください(接続検討回答済、発電量調整供給契約締結済など)。事前相談の回答があったのみの状況でしょうか。	電力系統に係る協議については、県において事前相談を実施し、その結果については希望する事業者に提供することとしております。 なお、系統連系に係る契約の申込みは事業者選定後に選定された事業者において実施することを想定しています。 (記載箇所：仕様書 1(3)・2(3)ア・ウ)
82	系統連系	仕様書	各ため池について、接続可能容量、想定連系点、増強工事の要否・概算費用、出力制御リスク、連系までの標準的な期間等、事前相談結果資料以外で現時点において把握されている系統条件。あわせて、複数箇所を一括提案した場合に、一部ため池のみ事業実施が困難となった際、残りのため池のみで事業継続可否。	系統連系に係る事前相談結果は提供可能です。それ以外に把握している内容はありません。また、個別の事案又は仮定の条件に基づく取扱いについては、事前にお示しするものではありません。 なお、提案内容の変更が必要となる場合は、県との協議によります。提案に当たっては、実現可能な事業計画を十分に検討してください。 (記載箇所：仕様書 1(3)／協定書(案) 第10条・第11条)
83	系統連系	仕様書	接続検討申込及び発調契約締結(＝系統負担金の確定)は、最優秀企画提案者の選定後に行うのでしょうか。系統負担金の額に応じ、各社の事業計画も変わり、それにより提案できる内容も変わる(地代や地域貢献に関する金額など)為、系統負担金が確定した後に入札を行う事が望ましいと考えます。	本事業においては、系統連系に係る契約の申込みは事業者選定後に選定された事業者において実施することを想定しています。 なお、御意見については、参考意見として承りました。 (記載箇所：仕様書 2(3)ア・ウ)
84	系統連系	事前相談回答書	「発電設備等の容量」について、この事前相談時はどのような想定で容量を決定されたのでしょうか。本件提案にあたり、設備容量の参考にさせていただきたい趣旨です。	事前相談時の発電設備等の容量は、各ため池の規模等を踏まえ、概略的に設定したものです。提案容量については、提案者において、現地条件、需要量等を踏まえ検討してください。 (記載箇所：仕様書 1(3))
85	系統連系	事前相談回答書	上記に関連して、貴県から事前に東北電力ネットワークにご相談されていた発電設備容量より、大きな発電設備を導入することは可能でしょうか。	事前相談時の発電設備容量を上回る発電設備容量で提案することを妨げるものではありません。提案容量については、提案者において、現地条件、需要量等を踏まえ検討してください。 (記載箇所：仕様書 1(3)・2(3)ア)
86	系統連系	仕様書	連系柱は事前検討と異なるものでも問題ないか(場所によっては連系地点が遠い為、負担金が高額になる事が考えられる)	事前相談時の連系地点と異なる連系地点で提案することを妨げるものではありません。提案者において、現地条件の見通しや費用等を踏まえ検討してください。 (記載箇所：仕様書 2(3)ア・ウ)
87	系統連系	企画提案募集要領	経済性リスクとして、系統設備に対する工事費負担金や基礎架台の費用等について、企画提案時の費用と大幅な乖離があり、事業者にとって契約単価が著しく不当かつやむを得ない合理的理由があると認められる場合が考えられる。東北電力ネットワークに支払う「系統連系工事費負担金」は、事業者側で想定する理解でよいのか。この場合、事業者によって想定金額に差異が生じる可能性があるが、その妥当性をどのように評価するのか。	系統連系工事費負担金については、提案者において見込んだ上で提案してください。また、その妥当性については、提案内容における前提条件、発電事業の収支計画、資金計画及びリスク対応等との整合性を踏まえ、評価基準に基づき総合的に評価します。 (記載箇所：企画提案募集要領 8(3)／仕様書 2(1)・2(3)ア・ウ)
88	系統連系	仕様書	本件に関する電力会社への接続検討は、複数の申込みがあると想定されます。検討の優先順位は、必要書類の提出および検討費用の入金が完了された者からであると認識しています。検討結果およびその後得られる系統接続の権利について、取り下げや譲渡等に関するルールはございますか。(採択事業者が系統連系できなくなる等)	本事業においては、系統連系に係る契約の申込みは事業者選定後に選定された事業者において実施することを想定しています。また、系統連系に関する手続や取扱いについては、一般送配電事業者のルールによるものであり、県として独自の取扱いは設けていません。 (記載箇所：仕様書 2(3)ア・ウ／企画提案募集要領 9(13))
89	用地・土地	仕様書／協定書(案)／賃貸借契約書(案)	ため池の公図／地籍図を見る限り、対象地は多数の筆に分かれているようです。より新しい公図または地籍図はありますでしょうか。ため池を含むすべての筆は宮城県所有でしょうか。もし宮城県所有でない土地が含まれる場合、地権者との協議・交渉は宮城県にて実施いただける想定でしょうか。	対象地に係る公図・地籍図については、必要に応じて提案者において法務局等から入手してください。 なお、県が保有する用地関係資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班(nosonship@pref.miyagi.lg.jp)まで電子メールで御連絡ください。 また、事業遂行のため、ため池敷地以外に追加で土地を確保する必要がある場合は、事業者の負担において対応してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(3)／仕様書 1(3)・3(2)ウ・7(5))

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
90	用地・土地	仕様書／賃貸借契約書（案）	PCS設置場所の選定について、各候補地が宮城県の所有地であるかをご確認いただけますでしょうか。宮城県所有地である場合、数トン規模の電気設備およびコンクリート基礎を当該場所に設置することが可能かご確認ください。また、特定の設計基準や設置上の制約がある場合はご教示ください。特に、堤体天端を電気設備の設置場所として使用することは可能でしょうか。【柏木溜池】	対象地に係る公図・地籍図については、必要に応じて提案者において法務局等から入手してください。 なお、県が保有する用地関係資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班（nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp）まで電子メールで御連絡ください。 また、事業遂行のため、ため池敷地以外に追加で土地を確保する必要がある場合は、事業者の負担において対応してください。なお、電気設備等の設置については、施設管理及びため池機能に支障のない範囲で可能とします。設置に当たっては、事業者においてため池機能への影響を検討し、県及び施設管理者との協議により決定します。 （記載箇所：仕様書 2(1)・2(5)・4(3)・4(5)・4(7)）
91	用地・土地	仕様書／賃貸借契約書（案）	PCS設置場所の選定について、各候補地が宮城県の所有地であるかをご確認いただけますでしょうか。宮城県所有地である場合、数トン規模の電気設備およびコンクリート基礎を当該場所に設置することが可能かご確認ください。また、特定の設計基準や設置上の制約がある場合はご教示ください。特に、堤体天端を電気設備の設置場所として使用することは可能でしょうか。【焼切溜池】	対象地に係る公図・地籍図については、必要に応じて提案者において法務局等から入手してください。 なお、県が保有する用地関係資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班（nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp）まで電子メールで御連絡ください。 また、事業遂行のため、ため池敷地以外に追加で土地を確保する必要がある場合は、事業者の負担において対応してください。なお、電気設備等の設置については、施設管理及びため池機能に支障のない範囲で可能とします。設置に当たっては、事業者においてため池機能への影響を検討し、県及び施設管理者との協議により決定します。 （記載箇所：仕様書 2(1)・2(5)・4(3)・4(5)・4(7)）
92	用地・土地	仕様書／賃貸借契約書（案）	PCS設置場所の選定について、各候補地が宮城県の所有地であるかをご確認いただけますでしょうか。宮城県所有地である場合、数トン規模の電気設備およびコンクリート基礎を当該場所に設置することが可能かご確認ください。また、特定の設計基準や設置上の制約がある場合はご教示ください。特に、堤体天端を電気設備の設置場所として使用することは可能でしょうか。【除溜池】	対象地に係る公図・地籍図については、必要に応じて提案者において法務局等から入手してください。 なお、県が保有する用地関係資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班（nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp）まで電子メールで御連絡ください。 また、事業遂行のため、ため池敷地以外に追加で土地を確保する必要がある場合は、事業者の負担において対応してください。なお、電気設備等の設置については、施設管理及びため池機能に支障のない範囲で可能とします。設置に当たっては、事業者においてため池機能への影響を検討し、県及び施設管理者との協議により決定します。 （記載箇所：仕様書 2(1)・2(5)・4(3)・4(5)・4(7)）
93	用地・土地	-	現地見学会の結果を踏まえ、各ため池におけるPCS等の設置候補地を検討しております。当該設備の設置位置は接続検討にも関係するため、県または施設管理者として現時点で明らかに設置不可（例えば当該箇所は堤体に該当する等）または設置に制約がある箇所があれば、その箇所及び理由をご教示ください。	PCS、キュービクル、構内柱等の設置候補地について、現時点で個別の設置可否又は制約条件をお示しするものではありません。 設置場所については、事業者において、ため池機能への影響、施設管理上の支障の有無、関係法令・基準への適合等を確認の上、県及び施設管理者との協議により決定することとなります。 なお、提案に当たっては、施設管理及びため池機能に支障のない計画となるよう検討してください。 （記載箇所：仕様書 2(1)・2(5)・3(1)・4(3)・4(5)・4(7)）
94	用地・土地	仕様書	キュービクル、構内柱、ケーブル埋設部等の掘削を伴う設備について、各ため池周辺の県有地において設置不可または設置に制約がある場所があれば範囲をご教示ください。可能であれば、設置不可範囲または要協議範囲を図示いただけますでしょうか。	現時点で個別の設置可否又は制約の有無をお示しするものではありません。仕様書に記載のとおり、ため池の構造や水利用に影響がないよう、施設の利用や保安上・管理上支障がない箇所を選定の上、提案者において適切に計画してください。設備の配置や配線ルート等については、県及び管理者との協議により決定するものとしています。 （記載箇所：仕様書 2(5)・4(3)・4(5)・4(7)）
95	用地・土地	仕様書	ため池周辺へのアクセス道路について、これらの道路が宮城県の所管または管理対象であるかをご確認いただけますでしょうか。また、ため池建設時の施工計画等に基づき、これらの道路が10t車または4t車の通行に対応可能か、ご存じの範囲でご教示ください。【柏木溜池】	対象地に係る公図・地籍図については、必要に応じて提案者において法務局等から入手してください。 なお、県が保有する用地関係資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班（nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp）まで電子メールで御連絡ください。 また、10t車又は4t車の通行可否については、県として把握しておりませんので、事業実施に当たって必要となるアクセス道路の使用条件等については、事業者において道路管理者等へ確認してください。 （記載箇所：仕様書 2(1)・4(1)）
96	用地・土地	仕様書	ため池周辺へのアクセス道路について、これらの道路が宮城県の所管または管理対象であるかをご確認いただけますでしょうか。また、ため池建設時の施工計画等に基づき、これらの道路が10t車または4t車の通行に対応可能か、ご存じの範囲でご教示ください。【焼切溜池】	対象地に係る公図・地籍図については、必要に応じて提案者において法務局等から入手してください。 なお、県が保有する用地関係資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班（nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp）まで電子メールで御連絡ください。 また、10t車又は4t車の通行可否については、県として把握しておりませんので、事業実施に当たって必要となるアクセス道路の使用条件等については、事業者において道路管理者等へ確認してください。 （記載箇所：仕様書 2(1)・4(1)）
97	用地・土地	仕様書	ため池周辺へのアクセス道路について、これらの道路が宮城県の所管または管理対象であるかをご確認いただけますでしょうか。また、ため池建設時の施工計画等に基づき、これらの道路が10t車または4t車の通行に対応可能か、ご存じの範囲でご教示ください。【除溜池】	対象地に係る公図・地籍図については、必要に応じて提案者において法務局等から入手してください。 なお、県が保有する用地関係資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班（nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp）まで電子メールで御連絡ください。 また、10t車又は4t車の通行可否については、県として把握しておりませんので、事業実施に当たって必要となるアクセス道路の使用条件等については、事業者において道路管理者等へ確認してください。 （記載箇所：仕様書 2(1)・4(1)）

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
98	用地・土地	仕様書	施工計画検討のため、各ため池周辺の県有地（ため池敷地、管理用地、堤体外周部、進入路周辺を含む）のうち、本工事に伴う施工ヤード、ステージ、資材置場、荷下ろし場所、中継場所等として一時使用可能な範囲をご教示ください。可能であれば、使用可能範囲及び使用不可または使用に制約がある範囲を図示いただけますでしょうか。工事費用・期間に影響が生じるためです。	施工ヤード、資材置場、荷下ろし場所等の一時使用については、施設管理及びため池機能に支障のない範囲で検討してください。具体的な使用範囲については、事業者選定後、施工計画を踏まえ、県及び施設管理者との協議により決定することとなります。また、県有地以外の土地を使用する場合は、土地所有者等との協議・調整については、県との協定締結後に実施してください。 なお、使用可能範囲等を図示した資料ではありませんが、県が保有する用地関係資料について、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班（nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp）まで電子メールで御連絡ください。 （記載箇所：仕様書 2(1)・2(5)・4(1)・4(3)・4(5)・4(7)）
99	用地・土地	仕様書	受変電設備を設置場所および資材ヤード場所が、県所有地以外に設置する場合は、発電事業者側のみで所有者と協議および賃貸交渉を行う流れでよろしいでしょうか？それとも県所有地の土地を紹介いただくことは可能でしょうか？	受変電設備の設置場所及び資材ヤード等について、県有地以外の土地を使用する場合は、仕様書に記載のとおり、事業者の負担において対応してください。 県として、設置場所又は資材ヤード等の候補地の紹介、土地所有者等との協議又は賃貸交渉を行うことは想定していません。また、土地所有者等との協議・調整については、県との協定締結後に実施してください。 県が保有する用地関係資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班（nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp）まで電子メールで御連絡ください。 （記載箇所：仕様書 3(2)ウ・7(5)）
100	用地・土地	仕様書	電力供給に必要な自営線について、貸付金額や土地賃借についての条件等がありますでしょうか。民間所有の土地を使用し、それに伴う土地賃借が必要な場合、提案書提出前に交渉を開始することは可能でしょうか。	電力供給に必要な自営線について、当該ため池敷地である県有地を使用する場合の貸付条件等については、仕様書1(5)に記載のとおり、県有地を有償で貸し付けることを基本とし、具体的な貸付範囲及び条件については、事業者選定後、県との協議により決定することとなります。 また、民間所有の土地を使用する必要がある場合は、仕様書3(2)ウに記載のとおり、事業者の負担において対応してください。 なお、土地所有者等との協議・調整については、県との協定締結後に実施してください。 （記載箇所：仕様書 1(5)・3(2)ウ）
101	用地・土地	仕様書	フェンス外部(ため池法面下含む)の敷地への受変電・PCS設備等の設置は可能か フェンス外に保安道路は必要か(ため池によっては堤体に受変電設備の設置スペースがない為)	受変電設備・PCS設備等の設置場所及び保安道路の要否については、現時点で個別の配置計画の可否を判断するものではありません。仕様書4(5)に記載のとおり、設備の配置や配線ルート等については、施設の利用や保安上・管理上支障がない箇所を選定の上、管理者との協議により決定するものとしています。 なお、ため池敷地以外に追加で土地を確保する必要がある場合は、仕様書3(2)ウに記載のとおり、事業者の負担において行うこととしています。 （記載箇所：仕様書 3(2)ウ・4(5)）
102	用地・土地	仕様書	地上電気設備等の設置場所に関して、貸付金額や土地賃借についての条件等がありますでしょうか。民間所有の土地を使用し、それに伴う土地賃借が必要な場合、提案書提出前に交渉を開始することは可能でしょうか。	地上電気設備等の設置場所について、当該ため池敷地である県有地を使用する場合の貸付条件等については、仕様書に記載のとおり、具体的な貸付範囲及び条件を事業者選定後、県との協議により決定することとなります。 また、民間所有の土地を使用する必要がある場合は、仕様書3(2)ウに記載のとおり、事業者の負担において対応してください。 なお、土地所有者等との協議・調整については、県との協定締結後に実施してください。 （記載箇所：仕様書 1(5)・3(2)ウ）
103	賃貸借・登記	賃貸借契約書(案)	土地権限(賃借権or地上権)、登記の可否をご教示ください。	県と事業者との間で土地賃貸借契約を締結することを想定しています。 地上権等の登記は想定していません。 （記載箇所：仕様書 1(4)／賃貸借契約書(案)）
104	賃貸借・登記	賃貸借契約書(案)	本件3案件について、土地賃貸借契約を締結する地番をご教示ください。	土地賃貸借契約を締結する地番及び範囲については、事業計画に基づく施設配置等により異なるため、事業者選定後の協議において決定することとなります。 なお、県が保有する用地関係資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班（nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp）まで電子メールで御連絡ください。 （記載箇所：仕様書 1(4)）
105	賃貸借・登記	賃貸借契約書(案)	賃貸借する土地が、公衆用道路に接していない場合、公衆用道路までのアクセス路について地役権の設定及び登記を行う事は可能でしょうか。	地役権の設定及び登記の可否については、関係者との協議及び関係法令等に基づき判断されるものであり、現段階において県として一律にお示しするものではありません。 なお、土地所有者等との協議・調整については、県との協定締結後に実施してください。 （記載箇所：仕様書 3(2)ウ）
106	賃貸借・登記	仕様書	発電事業を行う20年間には、設計・工事を行う期間および事業終了後の撤去工事期間は含まれない理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、発電事業を行う期間は原則20年間であり、設置工事及び発電施設の撤去に係る期間は含まれません。 なお、設置工事及び撤去に係る土地賃貸借契約の期間については、県と事業者との協議により決定することとなります。 （記載箇所：企画提案募集要領 2(4)／仕様書 1(4)）
107	賃貸借・登記	企画提案募集要領	契約期間について、事業期間＝工事着手前準備及び許認可期間＋工事期間＋発電事業期間＋発電所撤去期間＝1年＋0.5年＋20年＋0.5年＝22年程度と解釈して良いですか。	土地賃貸借契約の期間については、発電事業に係る期間を原則20年間とし、これに設置工事及び発電施設の撤去に係る期間を加えたものとなります。 なお、設置工事及び発電施設の撤去に係る期間については、県と事業者との協議により決定することとなります。 （記載箇所：企画提案募集要領 2(4)／仕様書 1(4)）

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
108	賃貸借・登記	企画提案募集要領	土地の契約期間について、賃借期間を設備完成後から○年間(20年超)に延長する事は可能でしょうか。	発電事業の実施に係る土地賃貸借契約の期間は原則20年間としており、事業者選定後に実施する協議により20年間を超える契約期間とする場合もあります。提案に当たっては、希望する期間を明示し、その期間での事業実施の実現可能性が分かるよう企画提案書に記載してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 2(4)／仕様書 1(4))
109	賃貸借・登記	仕様書	ため池の所有者が変更となる場合においても、当初の土地賃貸借期間中は事業を継続できる認識でよろしいでしょうか(土地権利関係等の各種契約は変更後の所有者に承継されることでよろしいでしょうか)	現時点において、ため池の所有者が変更となる予定はありません。 変更が生じた場合は、仕様書に記載のとおり、県及び変更後の施設所有者(市町村等)と別途協議を行い、必要な手続を決定することとなります。 (記載箇所：仕様書 7(6))
110	賃貸借・登記	仕様書	事業期間中に貸付単価の見直しが発生しないものと考えてよろしいでしょうか。	貸付料については、協定書(案)第7条に記載のとおり、事業期間中は原則として改定しないものとしています。ただし、土地価格の著しい変動その他特別の事情が生じた場合は、県と事業者との協議により見直す場合があります。 (記載箇所：協定書(案)第7条／賃貸借契約書(案)第8条)
111	設計条件	補助金交付要綱	パネル、PCS等について、メーカーや製造国の指定はあるでしょうか。	パネル、PCS等については、特定のメーカー又は製造国を指定しているものではありません。 なお、設備については、公募関係資料及び補助金交付要綱に定める要件を満たす必要があります。 (記載箇所：仕様書 3(1)／補助金交付要綱 別紙1_2(2)ア)
112	設計条件	仕様書／賃貸借契約書(案)	キュービクル、インバーター、変圧器などの電気設備を堤体上または堤体付近に設置することは可能でしょうか。可能な場合、荷重制限および設計条件に関する基準をご共有いただけますでしょうか。	電気設備の設置場所については、施設管理及びため池機能に支障のない範囲で検討してください。 なお、具体的な設計荷重条件については、事業者において、関係法令、関係基準及び現地条件を確認の上、適切に設定してください。 (記載箇所：仕様書 2(1)・4(5)・4(7))
113	設計条件	仕様書	太陽光発電所の設置条件および設計荷重条件のうち、宮城県の所管となる要件についてご確認いただけますでしょうか。	本事業において県が求める設置条件及び設計上の事項については、仕様書に記載のとおりです。具体的な設計荷重条件については、事業者において、関係法令、関係基準及び現地条件を確認の上、適切に設定してください。 (記載箇所：仕様書 2(1)・2(2)・3(1))
114	設計条件	-	柏木溜池のため池ハザードマップについて、想定されている災害シナリオにおける水流の水深および流速はどの程度でしょうか。	公表資料以外の情報は県として把握しておりません。
115	設計条件	-	除溜池のため池ハザードマップについて、想定されている災害シナリオにおける水流の水深および流速はどの程度でしょうか。	公表資料以外の情報は県として把握しておりません。
116	設計条件	-	焼切溜池のため池ハザードマップについて、想定されている災害シナリオにおける水流の水深および流速はどの程度でしょうか。	公表資料以外の情報は県として把握しておりません。
117	設計条件	仕様書／図面	ため池底部の地盤に、打込み式アンカーを設置することは可能でしょうか。想定される最大打込み深さは、地盤内で約2mです。	フロート係留方法について、アンカー等の設置を含め、現時点で特定の工法の可否を一律にお示しするものではありません。係留方法の検討に当たっては、事業者において、打込み位置、打込み深さ、荷重条件等を踏まえ、ため池の止水性その他の機能への影響を確認してください。 具体的な工法については、施設管理及びため池機能に支障がないことを前提に、県及び施設管理者との協議により決定することとなります。 (記載箇所：仕様書 2(2)ア・ウ・2(5)・3(1)・4(3))
118	設計条件	仕様書	フロート係留方法について、法面へのアンカー打設を想定しているが、アンカー打設を含めて制限により許可を得られない工法の有無。	フロート係留方法について、アンカー等の設置を含め、現時点で特定の工法の可否を一律にお示しするものではありません。係留方法の検討に当たっては、事業者において、打込み位置、打込み深さ、荷重条件等を踏まえ、ため池の止水性その他の機能への影響を確認してください。 具体的な工法については、施設管理及びため池機能に支障がないことを前提に、県及び施設管理者との協議により決定することとなります。 (記載箇所：仕様書 2(2)ア・ウ・2(5)・3(1)・4(3))
119	設計条件	仕様書	フロート係留にあたり、堤体へのアンカー打設は可能でしょうか。また、堤体アンカー以外も含め、県として本事業で認められない係留・アンカー方式または留意すべき条件があればご教示ください。	フロート係留方法について、アンカー等の設置を含め、現時点で特定の工法の可否を一律にお示しするものではありません。係留方法の検討に当たっては、事業者において、打込み位置、打込み深さ、荷重条件等を踏まえ、ため池の止水性その他の機能への影響を確認してください。 具体的な工法については、施設管理及びため池機能に支障がないことを前提に、県及び施設管理者との協議により決定することとなります。 (記載箇所：仕様書 2(2)ア・ウ・2(5)・3(1)・4(3))
120	設計条件	補助金交付要綱	「停電時に電力供給可能なシステム構成」との要件について、必要供給時間、必要出力、蓄電池や自立運転機能の要否、需要地側設備に求められる要件。	停電時に電力供給可能なシステム構成について、必要供給時間、必要出力、蓄電池や自立運転機能の要否、需要地側設備に関する具体的な要件は定めていません。具体的な構成、供給方法、供給対象、供給容量等については、想定する地域の特性や事業内容を踏まえ、提案者において検討の上、提案してください。 (記載箇所：補助金交付要綱 別紙1_1(2))
121	設計条件	補助金交付要綱	「停電時に電力供給可能とするシステム構成であること」と記載されていますが、本要件は、停電時に発電所側、すなわちため池周辺においてPCS等から外部給電が可能な構成とすることでよろしいでしょうか。また、停電時の電力供給方法、供給対象、用途、供給容量等については、事業者による自由提案でよろしいでしょうか。	停電時に電力供給可能なシステム構成について、必要供給時間、必要出力、蓄電池や自立運転機能の要否、需要地側設備に関する具体的な要件は定めていません。具体的な構成、供給方法、供給対象、供給容量等については、想定する地域の特性や事業内容を踏まえ、提案者において検討の上、提案してください。 (記載箇所：補助金交付要綱 別紙1_1(2))
122	設計条件	仕様書	対象3か所のため池は防災重点農業用ため池に該当すると理解しております。各ため池について県として特に重視する管理上・防災上の留意点があればご教示ください。	発電施設の設置に当たっては、仕様書に基づき、ため池の機能、施設管理及び緊急時対応に支障を生じさせない計画としてください。 (記載箇所：仕様書 2(1)・4(7))

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
123	設計条件	仕様書	本事業は補助金交付要綱上、FIT認定またはFIP認定を取得しないことが要件とされているため、再エネ特措法に基づくFIT/FIP認定要件としての「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」の直接の適用対象外であると理解しております。他方で、地域住民への丁寧な説明及び地域との合意形成は重要であるため、当該ガイドラインの趣旨も参考にしながら住民説明を実施する方針です。この場合、同ガイドラインの全ての手続・要件に準拠することまでは必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	関係法令等への対応については、仕様書及び補助金交付要綱をご確認ください。本事業では、補助金交付要綱においてFIT認定又はFIP認定を取得しないことを要件としていますが、事業の実施に当たっては、仕様書に基づき、計画段階からの住民説明を確実に実施いただくことになります。 なお、具体的な説明方法、手続等については、関係法令等を確認の上、事業者において適切に対応してください。 (記載箇所：仕様書 2(3)工/補助金交付要綱 別紙1_1(4)・5(1))
124	設計条件	仕様書	太陽光発電設備の水面占有率について、条例、管理基準、指導方針等に基づく県独自の上限または目安があればご教示ください。	太陽光発電設備の水面占有率について、県独自の上限又は目安は定めておりません。提案に当たっては、事業者において関係法令・基準等を踏まえ、ため池の機能及び施設管理に支障がないよう計画してください。 (記載箇所：仕様書 2(1)・3(1))
125	設計条件	仕様書	農林水産省手引き、NEDOガイドライン及び貴県の条例以外に、本事業において貴県が求める設計上・施工上・維持管理上の独自要求事項があればご教示ください。	本事業において県が求める設計上、施工上及び維持管理上の事項については、仕様書に記載のとおりです。 提案に当たっては、仕様書に記載の関係法令・基準等を遵守するとともに、ため池の機能及び施設管理に支障がない計画としてください。 (記載箇所：仕様書 3(1)・4・5)
126	設計条件	仕様書	余水吐、取水設備、堤体、その他ため池管理上重要な設備から、発電設備、フロート、係留設備、ケーブル、PCS、キュービクル等を離隔すべき距離について、県または施設管理者が定める基準があればご教示ください。	離隔距離について、県又は施設管理者において一律の基準は定めていません。設備の配置等については、仕様書に記載の関係法令・基準等を確認の上、ため池の止水性、構造、水利用及び維持管理に支障がないよう、提案者において計画してください。 なお、具体的な配置については、事業者選定後、県及び施設管理者との協議により決定することとなります。 (記載箇所：仕様書 2(2)ウ・3(1)・4(3)・4(5))
127	設計条件	仕様書	大地震、大型台風の設定を教えてください。(例：震度X以上、災害対策本部が設置されるなど)	「大規模地震」及び「大型台風」について、県として本事業で定める具体的な震度、気象条件等の定義はありません。点検実施基準や緊急時の対応体制等については、事業者が作成する維持管理等計画に記載し、県及び施設管理者と協議・確認することとなります。 (記載箇所：仕様書 5(2)・5(6))
128	設計条件	仕様書	ため池法面への配管用支持材の固定は可能か(配管を安定させる為)	配管用支持材の固定の可否について、現時点で個別の施工方法の可否を判断するものではありません。仕様書に記載のとおり、ため池の構造や水利用に影響がないよう、施設の利用や保安上・管理上支障がない箇所を選定の上、管理者との協議により決定するものとしています。 (記載箇所：仕様書 4(3)・4(5))
129	設計条件	仕様書	積雪深75cm、基準風速30m/s、粗度区分Ⅱの設計基準で間違いはないでしょうか。	設計条件については、事業者において、関係法令、関係基準及び現地条件を確認の上、適切に設定してください。 (記載箇所：仕様書 2(1)・3(1))
130	施工条件	仕様書/賃貸借契約書(案)/図面	フロートアイランドからPCSまでのケーブルルートについて、各ため池においてケーブルを堤体上または堤体部を経由して敷設する必要があります。ケーブルを埋設するために堤体を掘削することは可能でしょうか。可能な場合、許容される最大埋設深さはどの程度でしょうか。	ケーブルルートの敷設方法について、現時点で堤体の掘削可否又は許容される最大埋設深さを一律にお示しするものではありません。 ケーブルの敷設に当たっては、事業者において、ため池の止水性、構造、水利用及び維持管理への影響を検討の上、施設管理及びため池機能に支障がない方法を計画してください。 具体的な敷設方法については、事業者選定後、県及び施設管理者との協議により決定することとなります。 (記載箇所：仕様書2(2)ウ・4(3)・4(5))
131	施工条件	仕様書	工事時期について、非営農期間(10月～3月)に限定される対象範囲。設計、仮設工事、送電線工事等を含め、期間外作業の可否。	発電施設の設置工事は、ため池の水利用等への影響を考慮し、非営農期間(10月から3月)に実施することを基本とします。 なお、設計、仮設工事、送電線工事等のうち、営農、ため池の水利用又は施設管理に支障を及ぼさない作業については、作業内容、場所及び時期等を踏まえ、県及び施設管理者との協議により判断することとなります。 (記載箇所：仕様書 4(3))
132	施工条件	仕様書	非営農期間(10月-3月)以外の施工は一切不可でしょうか。自営線などため池外の工事や現場事務所設置などの準備工事、陸上部のキュービクル基礎工事などは許容されるでしょうか。	発電施設の設置工事は、ため池の水利用等への影響を考慮し、非営農期間(10月から3月)に実施することを基本とします。 なお、自営線工事、準備工事、陸上部の基礎工事等を含め、営農、ため池の水利用又は施設管理に支障を及ぼさない作業については、作業内容、場所及び時期等を踏まえ、県及び施設管理者との協議により判断することとなります。 (記載箇所：仕様書 4(3))
133	施工条件	仕様書	土日の作業は可能でしょうか。また、1日の作業時間に制約はあるでしょうか。	土日作業の可否及び1日の作業時間について、県として一律の制約は定めていません。ただし、作業の実施に当たっては、営農、ため池の水利用、施設管理及び周辺環境に支障を及ぼさないよう、作業内容、場所及び時期等を踏まえ、事業者において適切に判断してください。 (記載箇所：仕様書 4(1)・4(3)・4(6))
134	施工条件	仕様書	除溜池について、樹木が支障となる可能性があります。当該樹木の伐採または枝払いが可能でしょうか。	樹木の伐採又は枝払いについては、事業者選定後、当該樹木の所在及び権原関係を確認した上で対応する必要があります。当該樹木が県有地内に存する場合は、ため池の機能、施設管理及び周辺環境への影響等を踏まえ、県及び施設管理者との協議により判断することとなります。また、県有地以外に存する場合は、県との協定締結後に事業者において土地所有者等の関係者と協議・調整してください。 (記載箇所：仕様書 2(5)・3(2)ウ・4(1))
135	施工条件	仕様書	発電施設の設置工事にあたり、施工性または安全性確保のため、工事期間中に一時的な水抜き、水位低下その他水位調整を行うことは可能でしょうか。可能な場合、実施可能な時期、調整可能な水位範囲をご教示ください。	工事期間中の一時的な水抜き、水位低下その他水位調整については、ため池の水利用等に支障がない範囲で可能と考えておりますが、県及び施設管理者との協議によります。 なお、ため池の水位に関する定量的情報は、保有しておりませんが、年間の水位変動に関する概略的な参考情報の提供を希望される場合は、農村振興課企画調整班(nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp)まで電子メールで御連絡ください。 (記載箇所：仕様書 4(3))

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
136	施工条件	仕様書	施工時に、資材搬入、フロード搬入、重機進入等のため、既存の外周フェンスを一時的に撤去または開口することは可能でしょうか。可能な場合、復旧条件に指定はございますでしょうか。	既存の外周フェンスを一時的に撤去又は開口することは可能です。ただし、仕様書に記載のとおり、工事中の安全対策（転落・水難事故防止等）、施設管理者その他関係機関との調整等を十分に行うとともに、県及び施設管理者と協議の上、実施してください。また、工事完了後は事業者の責任において原形復旧してください。 (記載箇所：仕様書 4(1)・4(3))
137	施工条件	仕様書	搬入工事の際、フェンスの一時的な撤去は可能か(外部搬入作業を速やかに行う為)	搬入・工事のためにフェンスを一時的に撤去することは可能です。ただし、仕様書に記載のとおり、工事中の安全対策、施設管理者その他関係機関との調整等を十分に行うとともに、県及び施設管理者と協議の上、実施してください。また、工事完了後は事業者の責任において原形復旧してください。 (記載箇所：仕様書 4(1)・4(3))
138	施工条件	仕様書	フェンス内、外ともに埋設配管の敷設は可能か(安全上・防犯上転がし配管を避けたい為)	埋設配管の可否について、現時点で個別の施工方法の可否を判断するものではありません。 仕様書4(5)に記載のとおり、設備の配置や配線ルート等については、施設の利用や保安上・管理上支障がない箇所を選定の上、管理者との協議により決定するものとしています。 (記載箇所：仕様書 4(5))
139	現状確認	仕様書	柏木溜池は衛星写真を確認する限り、過去は溜池では無かったようには思えますが、以下ご教示ください。過去、どのように使用されていた土地か、ため池になったのはいつ頃か。	過去には、主に農地として利用されていた土地となります。 また、柏木溜池は平成20年度に供用開始しております。
140	現状確認	仕様書	沓掛川について、柏木溜池から川に水が流れる等しているのか、関係性についてご教示願います。	柏木溜池の洪水吐等の流水先が沓掛用水路（沓掛川）となっております。
141	現状確認	仕様書/図面	ため池の年間水位変動に関する情報はありますか。また、ため池は毎年水抜きされるのでしょうか。毎年でない場合、どの程度の頻度で水抜きされるのでしょうか。	ため池の年間水位変動に関する定量的情報は、保有しておりませんが、概略的な参考情報の提供を希望される場合は、農村振興課企画調整班 (nosonshin@pref.miyagi.lg.jp)まで電子メールで御連絡ください。また、池干し（水抜き）については、毎年計画的に実施しているものではありません。 なお、設計に当たっては、ため池の水位低下、池干し等によりフロード等が着底する可能性も考慮し、ため池の機能及び施設管理に支障がない計画としてください。 (記載箇所：仕様書 2(2)工・4(3)・4(7))
142	現状確認	仕様書	池干し時の着底を考慮した構造とされているが、想定される水位変動の範囲、池干しの頻度、施工又は設計上の制約条件等について、現時点で把握されている内容。	ため池の年間水位変動に関する定量的情報は、保有しておりませんが、概略的な参考情報の提供を希望される場合は、農村振興課企画調整班 (nosonshin@pref.miyagi.lg.jp)まで電子メールで御連絡ください。 また、池干しについては、毎年計画的に実施しているものではありません。 なお、設計に当たっては、ため池の水位低下、池干し等によりフロード等が着底する可能性も考慮し、ため池の機能及び施設管理に支障がない計画としてください。 (記載箇所：仕様書 2(2)工・4(3)・4(7))
143	現状確認	仕様書	対象ため池について、平均水位、最低水位、最高水位、過去の数年間の水位変動実績のデータがあれば開示いただけますでしょうか。水に浮かぶ水上発電設備の水平方向の揺れ動きを考慮した設計を行うためです。	ため池の年間水位変動に関する定量的情報は、保有しておりませんが、概略的な参考情報の提供を希望される場合は、農村振興課企画調整班 (nosonshin@pref.miyagi.lg.jp)まで電子メールで御連絡ください。
144	現状確認	仕様書	各ため池について、過去の改修履歴（堤体補修、洪水吐補修、取水設備補修、浚渫等）並びに漏水、堤体変状、法面崩壊等の発生履歴があればご教示ください。	供用開始以降、各ため池とも改修履歴はありません。
145	現状確認	仕様書	施設管理者が実施しているため池維持管理作業（池干し、草刈、洪水吐・取水施設点検、緊急時対応等）の内容、頻度、実施時期をご教示ください。特に、池干しについては、実施時の水位低下の程度もご教示ください。	池干しについては、毎年計画的に実施しているものではありませんが、設計に当たっては、ため池の水位低下、池干し等によりフロード等が着底する可能性も考慮し、ため池の機能及び施設管理に支障がない計画としてください。 また、草刈は年2回程度実施、点検は施設管理者において日常的に実施しております。緊急時（地震や大雨など）も各基準に基づき点検を行っています。 なお、具体的な除草範囲、回数及び時期については、事業者で提案いただき、事業者選定後、設備配置や維持管理計画を踏まえ、施設管理者と調整の上、決定することとなります。 (記載箇所：仕様書 2(2)工・4(3)・4(7))
146	現状確認	仕様書	3池について、想定されている池干しの時期、期間をご教示ください。	池干しについては、毎年計画的に実施しているものではありません。 なお、設計に当たっては、ため池の水位低下、池干し等によりフロード等が着底する可能性も考慮し、ため池の機能及び施設管理に支障がない計画としてください。 (記載箇所：仕様書 2(2)工・4(3)・4(7))
147	現状確認	仕様書	本事業の対象候補地は意図的に完全濁水する場所はございますか？⇒完全濁水する場合、発電所が池底へ着底いたします。池底の形状によっては、製品が破損する恐れがございますのでご確認お願いいたします。	池干し（意図的な完全濁水）については、毎年計画的に実施しているものではありません。 なお、設計に当たっては、ため池の水位低下、池干し等によりフロード等が着底する可能性も考慮し、ため池の機能及び施設管理に支障がない計画としてください。 (記載箇所：仕様書 2(2)工・4(3)・4(7))
148	現状確認	仕様書	草刈り後にお引渡しいただけるのか(工事を着工するには除草作業が必要な為)	事業地は、仕様書に記載のとおり、現状のまま引渡しを行います。工事着工に当たり必要となる除草作業等については、事業者において実施してください。 (記載箇所：仕様書 2(6)イ)
149	設置後維持管理・運営等	仕様書	池底に設置する杭（アンカー）について、水質に問題がなければ、事業終了後に撤去せず残置する事は可能でしょうか。	池底に設置する杭、アンカー等については、事業終了時に撤去し、原状回復していただく必要があります。 (記載箇所：仕様書 1(2)・6(3)/賃貸借契約書（案）第20条)

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
150	設置後 維持管理・ 運営等	仕様書	土地賃貸借契約の原型復旧について。フロートを係留するアンカーの打設方法は池底の形状によって変わります。基本的には完全撤去と原型復旧に努めますが、打設方法によっては完全な撤去が困難な場合もあります。その場合、事業終了後のアンカー残置は可能でしょうか。	池底に設置する杭、アンカー等については、事業終了時に撤去し、原状回復していただく必要があります。 (記載箇所：仕様書 1(2)・6(3)/賃貸借契約書(案)第20条)
151	設置後 維持管理・ 運営等	仕様書	上記の質問に関連して、事業終了時にアンカーの完全撤去が難しい場合、例えばため池自体の包括的な改修時に合わせて撤去させていただくことは考えられるでしょうか。	池底に設置する杭、アンカー等については、事業終了時に撤去し、原状回復していただく必要があります。アンカーの撤去を将来のため池改修時に先送りすることは想定していません。 (記載箇所：仕様書 1(2)・6(3)/賃貸借契約書(案)第20条)
152	設置後 維持管理・ 運営等	仕様書	保険する損害保険の条件はございますか。	損害保険等への加入については、仕様書に定めるとおりです。 県として保険の種類、補償内容、補償額等に関する具体的な条件は定めておりませんが、事業内容及び想定されるリスクを踏まえ、県及び第三者に損害を与えた場合に適切に対応できる内容としてください。 (記載箇所：仕様書 7(1)・7(2))
153	設置後 維持管理・ 運営等	仕様書	事業条件・コスト把握のため、事業実施に必要な保険の種類及び補償水準について、県として最低限求める条件があればご教示ください。	損害保険等への加入については、仕様書に定めるとおりです。 県として保険の種類、補償内容、補償額等に関する具体的な最低条件は定めておりませんが、事業内容及び想定されるリスクを踏まえ、県及び第三者に損害を与えた場合に適切に対応できる内容としてください。 (記載箇所：仕様書 7(1)・7(2))
154	設置後 維持管理・ 運営等	仕様書	豪雨や台風などにより、ため池自体が決壊した場合の発電設備への損壊や発電設備漂流に伴う下流域への被害に関する損害賠償責任はどのようになりますか。県が貸主としてため池の維持管理責任を負うのでしょうか、ため池が決壊した場合においても事業者がすべての工作物に関する責任を負うのでしょうか。	豪雨や台風等の自然災害により発電施設に損壊、漂流等が生じた場合においても、県はその責任を負いません。 事業者は、仕様書及び土地賃貸借契約書に基づき、発電施設の管理・運営及び損害発生時の対応について責任をもって対応するとともに、想定されるリスクを踏まえ、必要な損害保険等に加入してください。 (記載箇所：仕様書 5(6)・7(1)・7(2)/賃貸借契約書(案)第9条・第21条)
155	設置後 維持管理・ 運営等	仕様書	水質検査の結果、異常が確認された場合の責任分界について、発電設備起因と判断する基準及び対応範囲。	水質検査の結果、水質の悪化が確認された場合は、仕様書に基づき、原因を調査し、県に報告していただくこととなります。発電施設に起因するかどうかについては、個別の状況に応じて判断します。 なお、発電施設に起因する場合は、事業者において必要な対策を講じていただくこととなります。 (記載箇所：仕様書 5(5))
156	設置後 維持管理・ 運営等	仕様書	「検査項目は農業用水の水質基準で定められたもの」と記載されていますが、当該基準は「農業(水稲)用水基準(1970年農林省農地局長通知)」を指す理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、本事業において想定されている具体的な基準及び検査項目をご教示ください。合わせて、報告書の報告フォーマットがあればご開示ください。	水質検査については、仕様書5(5)に記載のとおり、検査項目は農業用水の水質基準で定められたものとしています。 なお、農林水産省の手引きでは、「農業(水稲)用水基準」が参考として示されています。報告様式について、県として指定する様式はありません。 (記載箇所：仕様書 3(1)・5(5))
157	設置後 維持管理・ 運営等	仕様書	県又は関係者による改修工事等に伴い、発電設備の一時停止、一時撤去、保管、再設置が必要となる場合の費用負担について「別途協議」とされているが、現時点で県として想定されている負担整理、並びに当該停止期間中の要件充足や補助金への影響の考え方は。	改修工事等に伴い発電施設の一時的な運転停止、一時撤去、保管又は再設置が必要となる場合の費用負担については、仕様書に記載のとおり別途協議することとなります。現時点で、県として具体的な負担整理をお示しするものではありません。また、停止期間中の要件充足や補助金への影響については、個別の状況を踏まえ、補助金交付要綱その他関係資料に基づき判断することとなります。 なお、現時点において、各ため池の改修工事等は予定しておりません。 (記載箇所：仕様書 5(7))
158	設置後 維持管理・ 運営等	仕様書	県や関係者が将来ため池の改修工事等を実施する際に、発電施設の一時的な運転停止、一時撤去、保管、再設置等が必要となる場合、これらに伴う費用負担及び発電停止期間中の取扱いについて、現時点で県として想定する基本的な考え方があればご教示ください。需要家への電力供給停止が生じ、需要家にご迷惑がかかる恐れがあるため、質問させていただくものです。	改修工事等に伴い発電施設の一時的な運転停止、一時撤去、保管又は再設置が必要となる場合の費用負担については、仕様書に記載のとおり別途協議することとなります。また、停止期間中の需要家への供給、要件充足及び補助金への影響については、個別の状況を踏まえ、補助金交付要綱その他関係資料に基づき判断することとなります。 なお、現時点において、各ため池の改修工事等は予定しておりません。 (記載箇所：仕様書 5(7))
159	設置後 維持管理・ 運営等	仕様書	仕様書5(7)では、現時点において各ため池とも改修工事等は予定されていないと記載されています。一方、貴県作成の「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」(令和8年4月1日時点)では、柏木溜池及び除溜池について「R13以降に着手」に該当する防災工事等の記載があるように見受けられます。仕様書に基づき、本事業の事業計画を検討するにあたっては、柏木溜池及び除溜池についても具体的な改修工事等の実施予定はない前提でよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり、現時点において各ため池とも具体的な改修工事等の実施は予定していません。 防災工事等推進計画に記載のあるものについても、現時点で具体的な実施時期、工事内容、施工方法等が決定しているものではありません。 (記載箇所：仕様書 5(7))
160	設置後 維持管理・ 運営等	仕様書	仕様書1(5)カに記載されているPCS周辺の除草作業の具体的な範囲をお示しく下さい。メンテ契約上の費用算出に影響が生じ、締結後に認識違いが生じないようにするためです。また、除草時期は年1回でよいでしょうか。	PCS等の設備配置は、提案内容により異なるため、現時点で県として具体的な除草範囲、回数又は時期を一律にお示しするものではありません。 PCS周辺の除草作業については、仕様書に記載のとおり、発電施設の維持管理に当たり実施することとしています。具体的な除草範囲、回数及び時期については、事業者で提案いただき、事業者選定後、設備配置や維持管理計画を踏まえ、施設管理者と調整の上、決定することとなります。 (記載箇所：仕様書 1(5)カ・5(2))
161	設置後 維持管理・ 運営等	仕様書	事業期間中、発電事業者は池の浚渫を行う義務は生じますでしょうか。浚渫工事の義務がある場合、発電事業の一時停止を余儀なくされ、かつ浚渫費用を事業計画に織り込む必要があるためです。	現時点において、事業期間中に発電事業者がため池の浚渫を行うことは想定していません。 なお、将来的に浚渫等の対応が必要となった場合は、県、施設管理者及び事業者との協議により取扱いを決定することとなります。 (記載箇所：仕様書 5(7)・7(10))

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
162	資料提供 (図面・用地)	仕様書/図面	各ため池について、CADデータ (DXF、DWG等) などの電子データは入手可能でしょうか。必要な図面は、ため池全体平面図および断面図です。	CADデータ (DXF、DWG等) については、保有しておりません。
163	資料提供 (図面・用地)	仕様書	各ため池の平面図、断面図、横断面図、実績測量図のCADデータを貸与いただけますでしょうか。	CADデータ (DXF、DWG等) については、保有しておりません。
164	資料提供 (図面・用地)	-	各溜池のCADデータが有ればご提供願います。(配置計画作成の為)	CADデータ (DXF、DWG等) については、保有しておりません。
165	資料提供 (図面・用地)	仕様書	県有地内を発電事業の貸付対象とされているが、公募資料からでは当該範囲が読み取れないこと、また公図では現況とずれが生じる場合があるため、県有地のうち事業貸付可能対象範囲を朱線で明記した図面の提供希望。	県が保有する用地関係資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班 (nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp) まで電子メールで御連絡ください。 なお、提供する資料は参考資料であり、現地の用地境界等については、協定締結後に事業者において再度現地確認を行ってください。 (記載箇所: 仕様書 7(5))
166	資料提供 (図面・用地)	-	各溜池の事業範囲及び周辺の土地属性 (謄本、公図等) をご教示ください。(地上設置機器設置場所の選定の為)	各ため池の事業範囲については、図面をご参照ください。また、周辺土地の土地属性 (謄本、公図等) については、必要に応じて各事業者において法務局等から入手してください。県が保有する用地関係資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班 (nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp) まで電子メールで御連絡ください。 なお、提供する資料は参考資料であり、現地の用地境界等については、協定締結後に事業者において再度現地確認を行ってください。 (記載箇所: 仕様書 7(5))
167	資料提供 (地質・自然条件)	仕様書	水質調査及び地質調査を実施されておりましたら、その情報をご開示いただけませんか。	水質調査については、提供可能な調査結果はありません。 地質調査に関する県保有資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班 (nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp) まで電子メールで御連絡ください。 なお、提供する資料は参考資料であり、必要な調査、設計及び技術的検討については、協定締結後に事業者において実施してください。 (記載箇所: 仕様書 2(1))
168	資料提供 (地質・自然条件)	仕様書	対象ため池について、堤体及び池底の地質資料 (ボーリング柱状図、土質試験結果等) を貸与いただけますでしょうか。もし当該資料がない場合、事業者において地質調査を実施することは可能でしょうか。また、非営農期間以外で当該調査を行う必要がある場合、県、施設管理者及びその他地元関係者との協議・了承を得ることを前提に実施可能でしょうか。指定された期間内での開発・建設が困難になる恐れがあるためのご質問です。	地質調査に関する県保有資料については、提供可能な範囲で提供しますので、希望される場合は農村振興課企画調整班 (nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp) まで電子メールで御連絡ください。 なお、提供する資料は参考資料であり、必要な調査、設計及び技術的検討については、協定締結後に事業者において実施してください。調査の実施時期、方法等については、県及び施設管理者その他関係者との協議により決定することとなります。 (記載箇所: 仕様書 2(1)・2(5))
169	資料提供 (地質・自然条件)	仕様書	対象地周辺における風、積雪、降雨などの気象データは入手可能でしょうか。	対象地周辺における風、積雪、降雨等の気象データについて、県として提供可能な資料はありません。事業者において、公表資料等を確認の上、ため池機能に支障が生じないよう適切に設計してください。 (記載箇所: 仕様書 2(1))
170	資料提供 (地質・自然条件)	その他	事業対象エリアに関し、日射量データ (実績値又は推計値) や冬季の表面凍結の有無・期間等、事業性評価に資する参考資料の有無と提供可否。	日射量データや冬季の表面凍結の有無・期間等について、県として提供可能な資料はありません。事業性評価及び設計に必要な情報については、事業者において、公表資料等を確認の上、検討してください。 (記載箇所: 仕様書 2(1))
171	資料提供 (地質・自然条件)	仕様書	池底の現状把握のために深淺測量、池底の簡易調査のデータを共有いただけますでしょうか。また、深淺測量、土質調査の結果次第で最終の配置計画に変更が生じる可能性があります。ご承認いただけますでしょうか。	深淺測量や池底の簡易調査に関するデータについては、県として保有しておりません。企画提案書には、企画提案募集要領に記載のとおり、提案時点で想定する内容を記載してください。 なお、事業者選定後、深淺測量や土質調査の結果により配置計画の変更が必要となる場合は、事業者において必要な検討を行った上で、県及び施設管理者との協議により対応を決定することとなります。 (記載箇所: 企画提案募集要領 7(1)/仕様書 2(1)・4(5))
172	資料提供 (系統連系)	仕様書	仕様書に「系統連系に係る事前相談結果については、別途データを提供する」と記載があります。電柱位置を含む、電力会社による系統連系の事前相談結果・検討資料一式をご提供いただけますでしょうか。	仕様書1(3)に記載のとおり、系統連系に係る事前相談結果については別途データを提供します。必要な場合は、農村振興課企画調整班 (nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp) まで申し出てください。 (記載箇所: 仕様書 1(3))
173	資料提供 (系統連系)	仕様書	系統連系について、事前相談等完了しているものはございますか。完了済であれば、系統の連系制限の有無や連系点 (電柱番号) 等開示いただきたい。	仕様書1(3)に記載のとおり、系統連系に係る事前相談結果については別途データを提供します。必要な場合は、農村振興課企画調整班 (nosonshinp@pref.miyagi.lg.jp) まで申し出てください。 (記載箇所: 仕様書 1(3))
174	手続・提出書類	仕様書	施設への標識掲示とは補助金要綱別紙15(1)工記載の標識を想定している理解でよいでしょうか。また、維持管理計画とは、誰に対して何を公表するのか、具体的なご想定をご教示ください。	施設への標識掲示については、お見込みのとおり、仕様書1(5)キ及び5(8)並びに補助金交付要綱別紙15(1)工に記載の内容を踏まえ、適切に実施してください。また、維持管理計画の具体的な公表方法等については、事業者として選定された後、県及び関係者との協議を踏まえ対応してください。 (記載箇所: 仕様書 1(5)キ・5(8)/補助金交付要綱 別紙1_5(1)工)
175	手続・提出書類	-	今後現地調査を行うことは可能でしょうか。(可の場合の手続き方法や問合せ先等ご教示ください。)	現地確認については、企画提案募集要領に基づき現地見学会を実施しており、今後、提案者ごとの個別の現地調査又は再度の現地確認を受け付けることは予定しておりません。 (記載箇所: 企画提案募集要領 4・6)
176	手続・提出書類	企画提案募集要領	現地見学会開催日の後、もう一度現地を確認したい場合、申し出をすれば可能でしょうか。	現地確認については、企画提案募集要領に基づき現地見学会を実施しており、今後、提案者ごとの個別の現地調査又は再度の現地確認を受け付けることは予定しておりません。 (記載箇所: 企画提案募集要領 4・6)

No.	分野	資料名称等	質問内容	回答
177	手続・提出書類	企画提案募集要領	紙媒体の提出方法は、提出書類ヘインデックスを付け紙ファイルでの提出でよいか。	提出方法及び提出部数については、企画提案募集要領7(3)をご確認ください。インデックス付与や紙ファイル綴じ等の体裁については、特段の定めはありませんが、審査時に判別しやすい形で提出してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(3))
178	手続・提出書類	企画提案募集要領	プレゼンテーション資料はA4サイズ20ページ以内との記載がありますが、図面等の資料を A3 サイズで折り込んでも問題ないでしょうか。その場合、2ページ扱いになりますでしょうか。	プレゼンテーション資料については、企画提案募集要領7(1)キに記載のとおり、A4サイズ20ページ以内で作成してください。 なお、図面等でA4サイズでは判読が困難な資料に限り、A3サイズで折り込むことも可とします。この場合、A3サイズ1枚はA4サイズ2ページ分として扱います。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)キ)
179	手続・提出書類	企画提案募集要領	提出書類に基づいてプレゼンテーションを行うと記載がありますが、企画提案書類提出時に提出したプレゼンテーション資料にて発表を行うという認識でしょうか。書類提出から本審査までに事業の進捗などがあつた場合、資料の追加・差し替えは可能でしょうか。	お見込みのとおり、本審査では、提出書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととしています。提出期限後の資料の追加、差し替えは、企画提案募集要領に記載のとおり認めておりません。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(4)ウ／8(2)ウ)
180	手続・提出書類	企画提案募集要領	提出書類「発電事業の収支計画」については、どこまでの開示が必要でしょうか。供給先との売電単価やIRR等の開示は必要でしょうか。	発電事業の収支計画については、様式第5号に記載のとおり、事業期間中の売電収入、必要経費、資金調達方法等を記載してください。 なお、ご質問の個別の項目の要否については一律に判断を示すものではありませんが、審査基準において「資金調達や収支計画が適正に算出されているか」を評価することとしているため、収支計画の具体性及び妥当性が確認できるよう記載してください。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)ウ／8(3)／様式第5号 5)
181	法令・許認可	仕様書	本件も宮城県において定められている「太陽光発電施設設置等に関する条例」の対象となるのでしょうか。	関係法令及び許認可等については、提案者において確認の上、企画提案書に対応が想定される関係法令とその対応方針を記載してください。関係法令手続及び関係機関との協議は、企画提案により選定された事業者が実施することを想定しています。 なお、個別の法令の該当有無及び許認可の要否については、各所管の判断によるものとなります。お問合せの件については下記URLをご確認ください。 <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanseisom/50pv-ordinance.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanseisom/50pv-ordinance.html</a> <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanseisom/50pv-tetsudoku.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanseisom/50pv-tetsudoku.html</a> (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)エ／仕様書 2(3)ア・2(5))
182	法令・許認可	仕様書	本件は水上設置である事から森林開発は不要であり、「再生可能エネルギー地域共生促進税」には該当しないという認識で良いでしょうか。	関係法令及び許認可等については、提案者において確認の上、企画提案書に対応が想定される関係法令とその対応方針を記載してください。関係法令手続及び関係機関との協議は、企画提案により選定された事業者が実施することを想定しています。 なお、個別の法令の該当有無及び許認可の要否については、各所管の判断によるものとなります。お問合せの件については下記URLをご確認ください。 <a href="https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanseisom/kyousei_tax.html">https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanseisom/kyousei_tax.html</a> (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)エ／仕様書 2(3)ア・2(5))
183	法令・許認可	仕様書	水上太陽光発電所の設置に関して、宮城県の所管となる必要な許認可をすべて確認いただけますでしょうか。	関係法令及び許認可等については、提案者において確認の上、企画提案書に対応が想定される関係法令とその対応方針を記載してください。関係法令手続及び関係機関との協議は、企画提案により選定された事業者が実施することを想定しています。 なお、個別の法令の該当有無及び許認可の要否については、各所管の判断によるものとなります。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)エ／仕様書 2(3)ア・2(5))
184	法令・許認可	仕様書	関係法令・基準の項目で、水上太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン2025年版含めた関係法令等の遵守と記載ございますが、一言一句完全遵守する必要がありますでしょうか。	設計、施工及び維持管理に当たっては、仕様書に記載のとおり、関係法令等を確認の上、適切に対応してください。 (記載箇所：仕様書 3(1))
185	法令・許認可	仕様書	太陽光発電施設の設置等に関する条例(令和4年宮城県条例第39号)以外に、準拠すべき各自治体の条例はございますか。	関係法令及び許認可等については、提案者において確認の上、企画提案書に対応が想定される関係法令とその対応方針を記載してください。関係法令手続及び関係機関との協議は、企画提案により選定された事業者が実施することを想定しています。 なお、個別の法令の該当有無及び許認可の要否については、各所管の判断によるものとなります。 (記載箇所：企画提案募集要領 7(1)エ／仕様書 2(3)ア・2(5))